

令和 3 年度
自 己 点 検 評 価 書
〔日本高等教育評価機構の評価基準に基づく〕

令和 3 (2021) 年 6 月
聖泉大学

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「人間理解と地域貢献」に基づき「聖泉大学学則」（以下「大学学則」という。）第 1 条において、「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する。」と明確に定めるとともに、大学学則第 5 条第 2 項において、各学部・各学部の教育目的を具体的に定めている。【資料 1-1-①-1】

また、「聖泉大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 1 条で「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の理論および応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成する。」と明確に定めるとともに、大学院学則第 6 条において、教育目的を具体的に定めている。【資料 1-1-①-2】

さらに、「聖泉大学別科助産専攻規程」第 2 条において、「人間一人ひとりの生命の尊厳や生き方に関する理解と人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の資質を養い、助産学の実践能力を身につけ、地域の環境・特性などを理解して個々人のニーズに沿った助産実践において積極的に地域貢献できる人材を育成することを目的とする。」と、教育目的を具体的に定めている。【資料 1-1-①-3】

【資料 1-1-①-1】 聖泉大学学則

【資料 1-1-①-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 1-1-①-3】 聖泉大学別科助産専攻規程

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-①で記載したとおり、本学の使命・目的及び教育目的を、簡素な表現で文章化し大学学則等に定めている。これに加え大学案内、学生便覧、履修要項、本学ホームページに簡潔な文章で具体的かつ明確に掲載している。【資料 1-1-②-1】～【資料 1-1-②-7】

【資料 1-1-②-1】 聖泉大学大学案内（2022）

【資料 1-1-②-2】 学生便覧（2021）

【資料 1-1-②-3】 2021 年度履修要項 人間学部

【資料 1-1-②-4】 2021 年度履修要項 看護学部

【資料 1-1-②-5】 2021 年度大学院履修要項 看護学研究科

【資料 1-1-②-6】 2021 年度履修要項 別科助産専攻

【資料 1-1-②-7】 本学ホームページ（情報公開：教育研究上の目的）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は建学の精神、使命・目的及び教育目的のもと、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的としている。それは、2 学部（2 学科）、大学院研究科（1 専攻）及び別科（1 専攻）に共通するものであり、学則等にも明確に定められている。【資料 1-1-③-1】～【資料 1-1-③-3】本学の個性・特色は、滋賀県内における大学として、「地域に根差し、地域から親しまれ、地域に貢献する大学」をモットーに、①学生一人ひとりに対応した教育、②社会を見つめた研究、③地域に貢献する大学、の三つの指針を設け、教育研究に取り組んでいる。【資料 1-1-③-1】～【資料 1-1-③-6】

【資料 1-1-③-1】 聖泉大学学則

【資料 1-1-③-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 1-1-③-3】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 1-1-③-4】 聖泉大学大学案内（2022）

【資料 1-1-③-5】 学生便覧（2021）

【資料 1-1-③-6】 本学ホームページ（情報公開：教育研究上の目的）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的については、社会情勢などを的確に把握しつつ、時代が求める人材育成を図るための教育の在り方や方向性について継続的な見直しを行っている。

平成 29(2017)年 4 月より、三つのポリシーを策定し、学生が知識・能力を身に付けるための教育課程を体系的に整備し、教育方法、学修成果の評価等を具体的に示し、大学教育の充実に取り組んでいる。【資料 1-1-④-1】～【資料 1-1-④-5】

現在、令和 2(2020)年 6 月に「聖泉大学経営改革委員会」から答申のあった、2 つの学部を統合し 1 学部 2 学科への再編に向け、より多面的に学びを深められるよう教育課程を見直している。併せて、同年 10 月に改正された「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づく教育課程の改正に向け、準備を進めているところである。【資料 1-1-④-6】【資料 1-1-④-7】

【資料 1-1-④-1】 人間学部の 3 つのポリシー

【資料 1-1-④-2】 看護学部の 3 つのポリシー

【資料 1-1-④-3】 大学院看護学研究科の 3 つのポリシー

【資料 1-1-④-4】 別科助産専攻の 3 つのポリシー

【資料 1-1-④-5】 本学ホームページ（情報公開：3 つのポリシー）

【資料 1-1-④-6】 看護学部看護学科の教育課程の変更について

【資料 1-1-④-7】 聖泉大学別科助産専攻規程の一部改正

1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、今後も教育目的の意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を継続・維持するとともに、社会のニーズの変化を踏まえながら、絶えず使命・目的及び教育目的の検証を行い、必要に応じ見直していく。またその適切化に向けて、個性・特色の明示、社会のニーズへの対応について、常に社会情勢の変化等を踏まえながら点検を行い、必要に応じて、使命・目的及び教育目的の見直し等を実施する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的の策定・変更については、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会、教育研究評議会で審議を経て、学校法人聖泉学園が開催する理事会の承認を得ることとなっている。この策定・変更作業を通じて、大学の使命・目的及び教育目的が改めて確認されており、役員、教職員の十分な理解と支持が得られている。【資料 1-2-①-1】

【資料 1-2-①-1】 使命・目的及び教育目的の変遷

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、大学案内、学生便覧に明記しており、また、ホームページに掲載し、周知を図っている。【資料 1-2-②-1】～【資料 1-2-②-3】また、学長の入学式、学位記授与式などの式辞のなかで、入学生及び保護者に大学の使命・目的等を話し周知を図っている。平成 29(2017)年 1 月に大学開学 30 周年記念事業の一環として、学歌及びロゴマークを制定した。【資料 1-2-②-4】この学歌は、本学の理念が盛り込まれており、入学式、学位記授与式などの行事に斉唱し、認識を深めている。また、ロゴマークについても、「人間理解と地域貢献」という理念の基づいたブランドイメージを醸成すべく、本学のホームページ、大学案内、封筒などに掲載し、周知を図っている。【資料 1-2-②-5】

【資料 1-2-②-1】 聖泉大学大学案内(2022)

【資料 1-2-②-2】 学生便覧(2021)

【資料 1-2-②-3】 本学ホームページ（情報公開：教育研究上の目的）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 1-2-②-4】 聖泉大学教育研究評議会議事録（平成 29(2017)年 1 月 10 日開催）

【資料 1-2-②-5】 聖泉大学 学歌及びロゴマーク

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的を実現するために平成 27(2015)年度に策定された中期計画（経営改善計画）と、それを継承した平成 31(2019)年度～令和 5(2023)年度を期間とした「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画」を定めている。その中で教育研究組織の再編やカリキュラム改革などを掲げ、その内容は、本学の建学の精神と学則等に明示された使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。また、毎年度各部局において中期目標・中期計画を基にした年度計画を立てており、その進捗状況を確認する体制を作った。それにより年度ごとの確実な計画の遂行と、学内でその状況を共有できるようになっている。【資料 1-2-③-1】【資料 1-2-③-2】

【資料 1-2-③-1】 学校法人聖泉学園経営改善計画

（平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度）

【資料 1-2-③-2】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画

（平成 31(2019)年度～令和 5(2023)年度）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学を構成する 2 学部（2 学科）、大学院研究科（1 専攻）及び別科（1 専攻）は、「三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」〔平成 28(2016)年 3 月〕と本学の使命・目的及び教育目的を踏まえて、三つのポリシーが一体的で整合性あるものとなるよう、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会で検討し、教育研究評議会で決定している。【資料 1-2-④-1】～【資料 1-2-④-4】また、看護学部では、学生の地域医療・災害等における実践力の強化するため、令和 4(2022)年度の改定を目標に、三つのポリシーの見直しや、新しい教育課程の検討を現在進めている。

【資料 1-2-④-1】 人間学部の 3 つのポリシー

【資料 1-2-④-2】 看護学部の 3 つのポリシー

【資料 1-2-④-3】 大学院看護学研究科の 3 つのポリシー

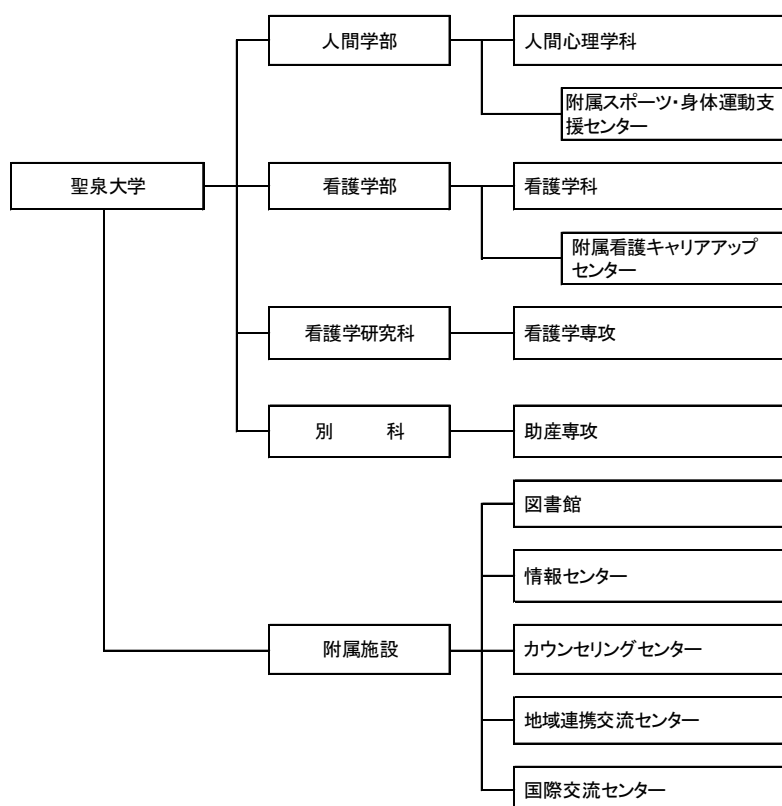
【資料 1-2-④-4】 別科助産専攻の 3 つのポリシー

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究組織は、人間学部（1 学科）、看護学部（1 学科）、大学院看護学研究科（1 専攻）、別科助産専攻、全学共通組織である図書館、情報センター、カウンセリングセンター、地域連携交流センター、国際交流センタ

聖泉大学

一から構成されている。この構成は、本学の使命・目的及び教育目的を実現するためのものであり、その教育研究組織は使命・目的と整合している。本学の教育研究組織図を以下に示す。



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的を達成するため、社会情勢や学生のニーズを把握するとともに、将来を見据えた令和 5(2023)年度までを計画期間とした中期目標・中期計画を定めている。これに沿って、学部や研究科・別科それぞれにおいて、三つのポリシーを点検・見直す機会を定期的に設け、PDCA サイクルを確立し、さらに改善・向上していく。コロナ禍での入学式・学位記授与式の簡素化により、使命・目的等を周知する場が減っていることから、学内外へ従来とは違う周知の方法も模索する。

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔かつ明確に学則等において文章化され、三つのポリシーに反映されている。使命・目的及び教育目的を達成すべく、常に大学を取り巻く社会情勢、高等教育の動向の変化などを的確に把握しつつ、時代が求める人材育成を図るための教育の在り方や方向性について検討できる体制が構築されている。また、使命・目的及び教育目的は、学則、大学案内、学生便覧、履修要項、大学ホームページなどにより、学内外に広く周知している。本学の使命・目的及び教育目的を実現するため、令和 5(2023)年度までを計画期間とした中期目標・中期計画を作成しており、学長はじめ教職員が一丸となって取り組んでいるとともに、教育研究組織は、使命・目的等と整合性が図られている。以上のことから、基準 1 は満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

学部・学科、研究科、別科助産専攻は、学則に明記された大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、学校教育法施行規則の改正〔平成 29(2017)年 4 月 1 日施行〕に沿って、アドミSSION・ポリシーを定めている。また、それらのアドミSSION・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、本学ホームページに明記して学内外に広く公開している。また、高校訪問の際に高校教員へ説明し周知を図っている。オープンキャンパスや入試説明会では、参加した高校生へ学部紹介とあわせて周知に努めている。令和 3(2021)年 4 月からは本学ホームページ内に受験情報に特化した受験生サイトを開設し、更なる情報の発信に努めている。【資料 2-1-①-1】～【資料 2-1-①-5】

【資料 2-1-①-1】 大学案内（2022）

【資料 2-1-①-2】 2021 年度学生募集要項 人間学部人間心理学科 看護学部看護学科

【資料 2-1-①-3】 2021 年度 大学院看護学研究科 看護学専攻
修士課程学生募集要項

【資料 2-1-①-4】 2021 年度 別科助産専攻 学生募集要項

【資料 2-1-①-5】 聖泉大学受験生サイト

<https://www.seisen.ac.jp/admissions/entrance/polisys>

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者の選抜は、毎年度文部科学省より通知される「大学入学者選抜実施要項」に基づき実施されている。入学者選抜試験の可否は、入試委員会が作成する資料によって、教授会で審議の上、学長が決定する。本学では、各学部のアドミSSION・ポリシーに沿って、総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人選抜、一般選抜、大学入試共通テスト利用選抜、留学生選抜を実施し、多様な入学生を確保できるような選抜を行っている。【資料 2-1-②-1】～【資料 2-1-②-4】

令和 3(2021)年度入学者の各学部の選抜方法は以下のとおりである。

学部

総合型選抜	I 期	人間心理学科
	II 期	人間心理学科
学校推薦型選抜	A 日程	人間心理学科・看護学科

(公募制)	B 日程	人間心理学科・看護学科
学校推薦型選抜	A 日程	人間心理学科
(スポーツ・地域活動)	B 日程	人間心理学科
社会人選抜	A 日程	人間心理学科・看護学科
	B 日程	人間心理学科
3 年次編入選抜	A 日程	人間心理学科
外国人留学生選抜	B 日程	人間心理学科
一般選抜	前期	人間心理学科・看護学科
	後期	人間心理学科・看護学科
大学入学共通テスト	前期	人間心理学科・看護学科
利用選抜	後期	人間心理学科・看護学科

【資料 2-1-②-1】

大学院

入学者選抜	前期	看護学研究科
	後期	看護学研究科

【資料 2-1-②-2】

別科

推薦型選抜	助産専攻
一般選抜	助産専攻

【資料 2-1-②-3】

入学試験当日は、学長を本部長として組織する実施本部を設置し、入試委員長（学部長、研究科長、別科主任）を中心に適正に試験が行われている。さらに試験監督を担当する教員には「入試実施要項・監督要項」を配付し、公正に運営している。【資料 2-1-②-4】

また、一般選抜の各教科の試験問題は、全学入試委員会が中心となって問題の程度や内容のチェックを行い、フィードバックを重ねることで、本学の入学試験に適した試験問題の作成がなされている。小論文については、学部の入試委員会、別科運営委員会において独自に問題を作成し、精査・確定している。

入学試験終了後、毎年度学部入試委員会において、当該年度の入学試験がアドミッション・ポリシーに基づいた志願者の選抜方法が適切であったか検証を行っている。加えて、全学入試委員会において、前年度の入学選抜の実施結果を踏まえて、次年度以降の入試制度について検討し、それぞれの選抜において、適切に出願資格及び選抜方法を決定している。決定した入学選抜方法は、学生募集要項及び聖泉大学受験生サイトにおいて公表し、学生募集活動の改善にもつなげている。【資料 2-1-②-5】

令和 4(2022)年度入学生選抜試験での変更点は、学部の一般選抜において、従前の前期・後期日程から A 日程・B 日程・C 日程に変更し、A/B 日程は従前の学力試験方式で、C 日程では小論文試験方式で実施し、志願者の能力・意欲・適性等を、多面的・総合的に評価・判定する試験方式を導入予定である。

人間学部においては、遠方からより受験しやすくなるように、面接試験を従前の来校しての対面形式に加え、オンライン形式を導入した。それにあわせて、小論文試験の実施方法を郵送または持参での提出課題とした。

看護学部においては、アドミッション・ポリシーを理解し、明確な目標をもって本学における学びに取り組む強い意欲が認められる者で、将来、看護職として地域社会に貢献しようと努力できる学生を確保するために、小論文と個人面接を課した総合型選抜試験を導入した。また、学校推薦型選抜 A 日程では、従前の小論文方式に加え、基礎学力試験方式（英語、国語、数学）を新設し、学生がより自分の得意な試験科目で受験できる試験形式とし、受験生の入試方法の選択の幅を広げた試験に変更した。

【資料 2-1-②-1】 2021 年度学生募集要項 人間学部人間心理学科・看護学部看護学科

【資料 2-1-②-2】 2021 年度大学院看護学研究科 看護学専攻 修士課程学生募集要項

【資料 2-1-②-3】 2021 年度別科助産専攻 学生募集要項

【資料 2-1-②-4】 2021 年度入学試験実施要項 監督要項

【資料 2-1-②-5】 聖泉大学受験生サイト

<https://www.seisen.ac.jp/admissions/entrance>

【資料 2-1-②-6】 聖泉大学入試委員会規程

【資料 2-1-②-7】 聖泉大学人間学部入試委員会規程

【資料 2-1-②-8】 聖泉大学看護学部入試委員会規程

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 5 年間の学部全体の入学定員の定員充足率は【資料 2-1-③-1】のとおりである。

人間学部では、入学定員の充足は重要課題となっている。大きな要因としては人間学部の認知度が思料される。入学定員を充足させるためにはまず母数となる受験者数を増やす必要があり、まずは人間学部を広く認知してもらうことが喫緊の課題となる。そのために最も優先すべき取り組みは滋賀県内での認知度の向上である。滋賀県内での認知度向上のために令和 3(2021)年度から人間学部教員を中心として定期的に高校訪問を行い、高校教員との関係性の構築に努めている。これに加え、新規層の獲得のために、近隣の福井県や岐阜県の高校、通信制の高校への訪問を強化している。このように高校訪問を積極的に行い、高校教員から高校生への情報の波及を図っている。

人間学部での学びの内容の周知についても課題である。人間学部という学部名称からは心理学が直接結びつきにくいいため、学びの内容についての情報発信をより強化していく必要があると判断し、令和 3(2021)年度の施策としては、オープンキャンパスにおいて、人間学部で取得できる資格の解説、各研究室での地域貢献活動の紹介といった企画の実施や、本学受験生サイトを通じ、模擬授業や面接対策講座を動画として発信するなど、人間学部での学びの内容についての情報発信を強化している。

看護学部は、過去 5 年間では概ね定員を満たしている。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の影響で例年と比較し、高校への訪問回数や進学説明会への参加回数が減少し、それに伴い高校生への看護学分野に関する情報提供の機会が失われた。それに対する代替策が十分に講じられなかったことも要因となり、入学者数が

減少している。令和4(2022)年度入試に向けて定員を充足させるために、令和3(2021)年度に十分に実施できなかった高校訪問を、教員が中心となり回数や訪問内容を検討し積極的に実施している。また、連携校との連携講座を年間通して実施している。学年ごとに段階的内容によって行う看護分野の学習の機会は、高校生のキャリアデザインを考える機会となり、高校との関係も深まることで、将来的な定員の確保にも繋がっている。【資料 2-1-③-2】

大学院看護学研究科は、過去5年間概ね定員を満たしている。オープンキャンパスで大学院専任教員による進路相談ブースの設置、卒業生へ情報提供、看護実践者の質向上のためのキャリアアップセンターでの看護研究に対する講座の実施や、その場での募集要項の配付を行うことで、大学院についての関心を高めるよう取り組んでいる。また、看護協会の協力を得て、募集要項の配置等の学生募集活動を行っている。

別科助産専攻は開設以来、定員充足率は100%である。今年度もオープンキャンパスの開催や、看護師養成所等へ募集要項を配付するなどの広報活動を行っている。

【資料 2-1-③-1】 エビデンス集共通基礎様式2

【資料 2-1-③-2】 高大連携講座 ポスター

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在本学の入学者選抜試験は、平成29(2017)年度に策定したアドミッション・ポリシーに沿って実施され、多様な学生を受け入れている。特に人間学部において、定員未充足が続いているため、今後アドミッション・ポリシーや広報活動、選抜方法の見直しを行い、定員充足を達成できるよう検討を続ける。また、新たに導入した選抜方法等が適切かどうか検証を行い、定員充足に向けての取り組みを強化する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学における学修支援及び授業支援に関する事項は、教員と職員で構成している学部教務委員会及び学生委員会で計画し、オリエンテーション、定期試験実施計画、学年暦の策定、時間割の策定、シラバスの編成、履修・成績管理、単位認定、進級、卒業判定等の原案作成、学籍異動に関する管理など協働して運営している。学部で調整がつかない事項は全学教務委員会に対応している。また、委員会の議題提案などは教務委員長と相談し協働で行っている。【資料 2-2-①-1】～【資料 2-2-①-5】

人間学部においては、担任制を置き、授業等学修に関することや退学、休学など学生生活全般にわたって相談できる体制となっている。また、「Grow-up Week」として、自習教室

に教員を配置し、学修支援を行っている。【資料 2-2-①-6】

看護学部においては、担任制に加えて、1 年次よりチューター制度を導入している。全教員が 3～4 人の学生を担当し、学修及び学生生活に関し、年間を通した定期的に行う面談、必要時に行う面談による学生からの相談対応や教員からの指導と助言を行い、その内容が支援を行う教員内で個人情報保護に留意しながら情報共有を行っている。特に、成績低迷者（1～3 年生）を対象に、担任や学修支援担当教員、科目担当者が単位未修得科目を中心に週 1 回程度の補習を行うと同時に、学生が自律した学修習慣が身につくよう支援を行っている。【資料 2-2-①-7】

別科助産専攻においては、10 名の助産学生に対して、専任教員 4 名（別科主任 1 名、担任 2 名、サポート教員である特任助教 1 名）がそれぞれの役割において学生と関わり、教員間で学修状況及び課題等の情報を共有し、個別の学修支援を行っている。国家試験対策においては、主に担任が成績や学修状況、模擬試験結果を踏まえ、個別の支援を行っている。形成的評価が必要な実習では、実習施設ごとに担当教員（専任教員 1 名に対して学生 2～4 名）を固定し、学修状況に加え、学生の心身の支援をきめ細やかに行うようにしている。また、助産学研究においても、それぞれの学生に担当教員を決め、随時個別相談に対応しながら論文作成までの支援を行っている。

また、学修支援及び授業支援に対する学生の意見の汲み上げとして、「授業評価アンケート」を実施している。授業評価アンケートの結果は、科目担当教員、学長、副学長、学部長にフィードバックするとともに、各教員には評価結果に対する報告書の提出を求め、教育方法（内容）の改善につなげている。【資料 2-2-①-8】 【資料 2-2-①-9】

学修支援のオンライン化も進めている。教務システムの更新により、より充実した機能を備えた「アクティブアカデミー（以下「AA」という。）システム」を導入（令和元（2019）年）し、学生は Web 上で、時間割及びシラバスが閲覧でき、単位の修得状況、成績、出席状況が確認できる環境を整えている。従来、質問紙で行っていた授業評価アンケートについても学生は AA システム上で回答できるよう改善した。また、手元のスマートフォン等で遠隔授業の受講や教材の閲覧等が身近に利活用できるよう、システム環境を整えている。平成 29（2017）年 4 月より利活用している「学習管理システム（manaba）」では、個々の学生の入学時から卒業までの一貫した学修記録の蓄積に取り組んでいる。学生は折に触れ自分の学修履歴を振り返り、教員はこの学修履歴を確認しつつ、きめ細かな指導が可能となっている。【資料 2-2-①-10】

【資料 2-2-①-1】 2021 年度オリエンテーションスケジュール

【資料 2-2-①-2】 2021 年度定期試験実施要項

【資料 2-2-①-3】 2021 年度学年暦（人間学部・看護学部）

【資料 2-2-①-4】 進級判定・卒業判定資料（人間学部・看護学部）

【資料 2-2-①-5】 2021 年度学生数（人間学部・看護学部）

【資料 2-2-①-6】 2021 年度担任一覧

【資料 2-2-①-7】 2021 年度看護学部チューター一覧

【資料 2-2-①-8】 授業評価アンケート集計結果表（学部別・大学院集計）（2021）

【資料 2-2-①-9】 アクティブアカデミー（AA）利用マニュアル（授業アンケート）

【資料 2-2-①-10】 学習管理システム（manaba）利用マニュアル

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

教育活動を支援するため「聖泉大学ティーチング・アシスタント規程」を制定し TA 制度を構築している。大学院生を TA で採用するにあたり、研修制度を設けており、TA 研修を行ったうえで学部の講義や演習実習の補助者として活用している。TA 制度は教育活動の支援とともに、大学院生にとっても教育指導者としてのトレーニングの機会となっている。令和 3(2021)年度は 1 名 TA として採用されている。【資料 2-2-②-1】

退学を希望する学生に対しては、チューター、担任、学生委員長、教務委員長もしくは、場合により学部長が面談している。面談では、学生の退学希望理由（主な要因は、学力不足、人間関係、体調不良、経済的困窮、家庭の事情等）等を詳細に聴取し、退学以外の選択肢（例えば転学部）を一緒に検討している。面談は場合によって保護者に対しても実施し、学生と保護者双方の考えを聞いたうえで進めている。学生からの退学願を受けて、担任は当該学生や保護者に対して行った聞き取りを基に、指導の経緯及び所見を学生委員長とともに提出し、学部教務委員会や学生委員会で分析し、教授会を通じ学部全体で退学防止策を講じている。【資料 2-2-②-2】留年確定者には 9 月と 3 月に保護者を含めた面談を行い、三者面談で進路を考える機会を作っている。

令和 3(2021)年度より、人間学部において「要配慮学生支援に関する検討委員会」を立ち上げ、不定期に委員会を開催している。委員会ではゼミ担当の教員も交えて、要配慮学生についての情報共有、それを受けて支援に係る協議を行い、支援計画を作成している。作成した支援計画は学部教員に通知し、支援協力を求めている。また非常勤講師に対しても授業上の配慮を依頼している。【資料 2-2-②-3】

その他、全教員がオフィスアワーを設定し、教務システムの AA で周知しており、学生のさまざまな相談に当たっている。【資料 2-2-②-4】

【資料 2-2-②-1】 聖泉大学ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-②-2】 退学願について（所見）及び退学者防止のための具体的対策について

【資料 2-2-②-3】 ㊤要配慮学生資料（人間学部）（ファイルにて保管）

【資料 2-2-②-4】 2021 年度オフィスアワー一覧

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

人間学部において開催している「要配慮学生支援に関する検討委員会」の組織体制を制度化し、引き続き支援体制を整える。看護学部においては、必要時に人間学部と組織的な取り組みが行えるよう情報を共有する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

大学におけるキャリア支援の中心組織として、大学事務局に学生課（就職担当）を設置している。人間学部進路支援委員会、看護学部学生委員会と協議しながら、キャリア形成支援や就職活動支援、資格取得支援等の学生の支援を行っている。各々の委員会は専任教員と学生課員とで構成されており、毎月1回定例委員会を開催している。委員会では以下の事項を審議・協議している。【資料 2-3-①-1】【資料 2-3-①-2】

- ① 学生の進路（就職・進学）に係る情報共有
- ② 学生の就職活動の進捗状況の確認
- ③ 個々の学生の就職活動に係る具体的な対応策（指導・相談）の検討
- ④ 学生の就職活動に係る企画立案（ガイダンス・講座等）【人間】
- ⑤ 資格取得に関すること【人間】
- ⑥ 就職関係の図書に関すること【人間】
- ⑦ 地元企業・商工会議所・行政との連携に関すること【人間】
- ⑧ 滋賀県内病院に関する情報（採用関係・インターンシップ関係）【看護】
- ⑨ 就職先名簿の作成及び就職に係る諸統計に関すること

また、進路支援の一環として、実践的な能力を身につけるために、資格の取得を奨励している。本学で推奨している資格及び検定等に合格した場合は、助成を受けることができる。【資料 2-3-①-3】【資料 2-3-①-4】

人間学部においては、進路支援として、以下の項目を実施している。これらは全てキャリア教育科目（必修科目）である「ジョブメソッド」と連動させて行っている。

- ① 就職活動支援講座（自己分析、自己 PR、業界研究等）
- ② 面接対策講座
- ③ ビジネスマナー講座、メイクアップ講座
- ④ 個人面談
- ⑤ 学内業界研究会の実施
- ⑥ 合同企業説明会の実施
- ⑦ 学外で開催されるインターンシップフェア、合同企業説明会にツアーを企画し参加
- ⑧ 適性検査
- ⑨ ガイダンス（就職関連サイトへの登録等）

【資料 2-3-①-5】～【資料 2-3-①-9】

3 年生後期より定期的に個人面談を実施している。就職担当で面談した結果、気になる学生がいる場合は進路支援委員会の教員もしくはゼミ担当教員と連携し、問題解決に向けて迅速に対応している。

本学の学生は、地元企業への就職率が高いことから、地元企業や経済団体、商工会議所との継続的かつ発展的な連携の構築のために、卒業生が就職している実績のある企業を中心に協議を進めている。その他しがジョブパーク、就職関連会社による定期的な進路相談会の実施や、「びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会」（以下、「びわ湖東北部地域連携協議会」

という。）、「滋京奈地域人材育成協議会」による就職関連事業等、外部機関とも連携した就職活動への支援を行っている。

資格取得については学部でも積極的に推奨しており、特に令和 3(2021)年度、ビジネスマナーの習得のため、ジョブメソッドの授業の一環として履修者全員に秘書検定を受験させることとした。

公務員試験対策講座（通信教育）の推奨を行っている。特に公務員試験を受験することを条件に、講座の費用を大学で負担している。令和 3(2021)年度は 1 名受講している。

令和 3(2021)年度、学生がより気軽に進路相談に来ることができるよう、新たに「進路支援室」を設置し、可能な範囲で進路支援委員または学生課職員が待機するようにした。進路支援室で就職やインターンシップ等の情報収集ができるよう、パソコン 2 台も設置した。

オンラインによる進路保護者会の開催や『就活支援ブック 保護者編 2021-2022』の配付等、保護者に対するキャリア支援も行っている。【資料 2-3-①-9】

看護学部においては、就職先の殆どが病院もしくは行政機関（保健師）となるため、就職支援の大部分は学部の教員が行っている。学生課は主に就職試験に関する面接、ビジネスマナー、履歴書の書き方等を就職ガイドブック（4月のオリエンテーション時に配付）を作成し指導している。学生の動向については、学部と学生課が常に連携し、丁寧な対応を行っている。【資料2-3-①-10】【資料2-3-①-11】

平成 29(2017)年度から「PROG テスト」、令和 3(2021)年度から看護職に特化した「PROG-N テスト」をスタートした。PROG-N テストの結果は基礎科目、専門科目でのグループ編成や就職時のエントリーシートなどで活用し、キャリアプランへの発展を目指している。

また、国家試験に合格した学生は就職率 100%であり、大学院や助産師への進学を選択肢が広がる。今後のキャリアに関連する選択肢には国家試験の合格如何に係ってくる。現在、国家試験対策は、1 年生から長期休暇時に行う低学年対策、模擬試験、4 年生からは看護師・保健師の国家試験対策を通年で行っている。

【資料 2-3-①-1】 聖泉大学人間学部進路支援委員会規程

【資料 2-3-①-2】 聖泉大学看護学部学生委員会規程

【資料 2-3-①-3】 学生便覧 p74、75

【資料 2-3-①-4】 2020 年度資格取得状況

【資料 2-3-①-5】 2021 年度人間学部シラバス「ジョブメソッド」

【資料 2-3-①-6】 本学ホームページ（就職・進路）

<https://www.seisen.ac.jp/shinro/syukatsu>

【資料 2-3-①-7】 人間学部就職状況（2018 年度～2020 年度）

【資料 2-3-①-8】 就職ガイドブック 2021（人間学部）

【資料 2-3-①-9】 就活支援ブック 保護者編 2021-2022（人間学部）

【資料 2-3-①-10】 本学ホームページ（看護キャリアアップセンター）

https://www.seisen.ac.jp/gakubu/kango/career_up_center

【資料 2-3-①-11】 看護学部 就職状況（2018 年度～2020 年度）

【資料 2-3-①-12】 聖泉大学看護学部就職ガイドブック

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

人間学部においては、学生の就職活動に対する取り組み方が二極化の傾向にあり、全体的なレベルアップを図る方策を検討する。そのためには低学年から段階的に社会人としての意識付け、「仕事をするということはどういうことか」等を自分事として捉えるために、学び、実体験する機会を設ける必要がある。

上記項目を達成するために、「地域」をキーワードとし、地元企業、経済団体、商工会議所、行政と恒常的な連携を目指す。例えば「講座（働くということ・職種について・業界研究）－会社見学－インターンシップ－企業説明会」という連続的な企画を実施し、最終的に就職に繋がる流れを構築し、「PROG テスト」の結果も踏まえて4年間のキャリアプランを作成する。

また、保護者との連携の強化や卒業後のキャリア支援の充実等、支援の幅を拡大する。

看護学部においては、令和3(2021)年度より看護職に特化した「PROG-N テスト」を採用している。1年次からのリテラシー力とコンピテンシー力の測定を積み重ね、4年間のキャリアプランを作成できるよう教育課程内でのキャリア教育の充実を図るとともに、「PROG-N テスト」の効果についても検証し、より有効な活用方法について検討していく。

看護学部における就職率は国家試験の合格に係ってくる。業者と看護学部の専任教員による国家試験対策講座についてもさらに充実させ、進路実現に向け支援していく。

さらに「看護学部附属看護キャリアアップセンター」において、卒業生のフォローの機能をもたせ、技術のスキルアップや研究指導、離職防止などの研修を企画し、支援事業を推進していく。

大学院においては、長期履修生など学生個々のニーズに応じた相談・指導を受けやすい環境を整えていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生支援の組織

日常の学生サービスや厚生補導のための支援組織として、学部の学生委員会、全学学生委員会、学生課（事務組織）を置いている。学部の学生委員会、全学学生委員会は原則月1回定例開催し、必要に応じて臨時開催、書面開催等を行っている。【資料 2-4-①-1】～【資料 2-4-①-3】

学生相談、健康相談等のための支援組織としては、学生課のほかカウンセリングセンター、保健室を組織し、適切に機能している。【資料 2-4-①-4】 【資料 2-4-①-5】

2) 学生生活の支援

学生生活等の支援については、学生委員会及び学生課を中心に行っている。

年度当初に有意義な学生生活を送るために必要な情報、学内施設の案内・利用方法などを掲載した「学生便覧」を配付し、基礎ゼミ（人間学部）及びオリエンテーション（看護学部）にて学生生活の支援について説明している。具体的な内容としては、奨学金、学生保険、各種証明書発行、課外活動、学生団体支援、施設鍵・用具等の貸出、ボランティア活動、アルバイトの紹介などである。【資料 2-4-①-6-a】

●新入生オリエンテーション・研修

新入生に対してはオリエンテーション内で各学部または両学部合同の「新入生合同研修」を実施している。研修は外部講師を招聘し、講義形式や体験を取り入れ実施している。テーマは「喫煙・薬物問題」、「性の問題」、「自由と責任」等で、毎年、学生委員会にてテーマを決定している。

人間学部ではガイダンスと親睦を深める目的で 1 泊 2 日の新入生合宿研修を行い、看護学部では、地域を知ることと学生同士の親睦を深める目的で入学後に学外オリエンテーションを半日の日程で開催している。

●奨学金制度

学外奨学金の支援については、学生課が日本学生支援機構からの奨学金募集に対して、学生への告知と応募の取りまとめ等の業務を行っている。特に「高等教育の修学支援新制度」については、丁寧かつ漏れがないように告知と応募の取りまとめを行っている。

看護学部の学生に対しては、「滋賀県看護職員修学資金貸与制度」の告知と応募の取りまとめ等の業務を行っている。なお、各学部では奨学金制度に係る学生のうち、成績不良者に対して指導を行っている。また医療機関による奨学金制度については、入学式当日に「病院奨学金説明会」として病院のブースを設け、各々説明会を実施している。【資料 2-4-①-6-b】

●本学独自の奨学金制度

〈人間学部〉

選抜試験（一般選抜【A 日程】、大学入学共通テスト利用選抜【前期】）において優秀な成績を修めた者に、入学年度に 30 万円の奨学金を支給する「人間学部特別奨学金」と、高校時代の競技スポーツの成績が優秀な学生に対して授業料全額免除・半額免除・1/4 免除を行う「スポーツ特待制度」を整備している。

〈看護学部〉

選抜試験（一般選抜【A 日程】【B 日程】）における成績上位者、2 年次より優秀な成績を修めた者に最長 4 年間、授業料全額免除を行う「特別奨学金」と、本学看護学部在学中に優秀な成績を修めた学生に、最長 3 年間授業料半額免除を行う「成績優秀者特別奨学金」（令和 2(2020)年度入学者から実施）を整備している。また、新年度ごとに学部長から対象者に対して、「特別奨学金」を受けるにあたり、自覚と責任を持つよう促すための面談を行っている。

〈私費外国人留学生〉

外国人留学生で経済的理由により就学が困難な学生を対象に授業料減免を行ってい

る。

【資料 2-4-①-7】～【資料 2-4-①-10】

●学生保険

正課や課外活動中の事故・怪我に備え、学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入している。また看護学部の学生については、総合補償制度「Will」に全員加入させ、実習中の万が一の感染事故等に備えている。さらに任意で「学研災付帯学生生活総合保険」、特別クラブの学生向けに「スポーツ安全保険」を案内している。【資料 2-4-①-6-c】

●課外活動等の支援

本学には、学生が主体となって行う学園祭や球技大会等さまざまなイベントを企画立案、実施する「学友会」や、体育系クラブが7団体、文化系クラブが4団体、その他同好会が2団体、総数13の団体が活動している。また、認定クラブ・同好会に対して、大学施設の一部を部室として利用することを認めたり、遠征の際にはバスの利用による交通手段の確保を行ったり、活動の活性化を図っている。大学が認定するクラブ・同好会には、専任の教員が顧問として参加し、活動に対する指導助言を行っている。また原則毎月1回の「クラブ長会議」を開催し、各クラブ・同好会の代表者と大学側（クラブ担当の学生委員・学生課職員）とで情報共有を行っている。

なお、活動実績が顕著なクラブ・同好会については、クラブからの申告を受け、全学学生委員会にて審議の上、「クラブ活動奨励金」として毎学期に対象となるクラブ・同好会に奨励金を支給している。

ボランティア活動は、本学学生にとって、学内の授業では得られない地域社会の人々との貴重な交流の場であり、キャリア形成の視点から積極的に奨励している。さらに参加を大学として支援するため、平成28(2016)年4月に「聖泉大学学生ボランティア活動への支援に関する規程」を定め、積極的な参加を促す体制を整えている。地域社会（地元自治会等）から要請のある各種の行事などに対する学生ボランティア依頼については学生課、行政等規模の大きい団体からの依頼は地域連携交流センターを通して適宜学生に紹介している。【資料 2-4-①-11】

学生生活における一大イベントである学園祭を運営する学友会や、学生が立案・運営する各種イベントの運営団体に対して、学生委員会や学生課の職員が指導・支援している。コロナ禍において、令和2(2020)年度の学園祭は中止となったが、令和3(2021)年度には対面とオンラインのハイブリッド開催とした。【資料 2-4-①-6-d】

●実習時の支援

本学の看護学部・別科助産専攻の臨地実習に対する支援として、スクールバスでの送迎や、病院近くに宿泊するためのホテルや寮の手配、補助を行っている。臨地実習施設から求められる抗体検査やインフルエンザワクチン接種、検便の費用を大学が負担している。

●学生表彰

本学では「聖泉大学学生表彰規程」を定めており、学業等において顕著な功績があり他の学生の範となる学生に対して「学長表彰」を顕彰、課外活動、ボランティア活動、その他社会活動等において学内外から高い評価を受けたものに対して「学長奨励表彰」を顕彰している。

令和 2(2020)年度の「学長表彰」の対象学生は、人間学部 3 名、看護学部 5 名であった。【資料 2-4-①-12】

●通学に係る学生支援

本学では学生の通学を支援するため、JR 稲枝駅と聖泉大学間にスクールバスを運行している。また朝夕路線バスが 2 便ずつ運行されている。通常授業の際は運行時刻表（迎え 6 便、送り 6 便）の通りであり、運行表の★印の時刻はスクールバス 2 台で対応している。なお、学校行事がある場合や休業期間などは臨時運行となる。さらに、図書館、自習室の夜間開館終了(21:00)に合わせて、5 時限終了時以降もスクールバスを運行している。【資料 2-4-①-13】

また、本学では交通の便を考慮して自動車通学を認めており、学生駐車場を設置している。希望する学生は、所定の手続きを取れば自動車通学が可能である。体育館裏にはバイク・自転車の駐輪場も設置しており、100 台程度の駐輪が可能である。【資料 2-4-①-6-e】

●大学敷地内禁煙について

本学は平成 21(2009)年度から敷地内全面禁煙を実施している。しかし周辺エリア（禁煙協力区域）や校舎の外階段、トイレ等を中心に、吸い殻のポイ捨てが目立つ状況にあり、全学学生委員会と学生課及び学生有志が協働して、年 1～2 回（7 月、11 月）の立ち番指導と吸い殻等のゴミ拾いを実施している。また併せて、西門側の南金沢団地内の自動車・バイクによる通行禁止エリアの見回り指導も行っている。【資料 2-4-①-6-f】

●その他の学生支援

学生が団欒を楽しむ場として、学生ラウンジを設置している。ラウンジには広い机において、歓談スペースを設けているほか、売店においては文房具や飲食品などの販売を行い、学生が利用しやすい形となっている。またラウンジ前に、弁当等を温められるよう電子レンジを設置している。コロナ禍では更に、食堂の営業休止に伴い売店において弁当販売をしている。

3) 国際交流センター

留学生の指導管理や学生の海外留学や海外研修を支援するための組織として、「国際交流センター委員会」を組織し、学生課（留学生支援担当）にて業務を行っている。

本学が行っている留学生の指導管理は①入学後の諸手続き②在留期間、在留資格に関する指導③学外奨学金制度の案内、申請手続き④進路支援⑤生活指導・相談⑥留学生学友会の支援を主に行っている。

また、在学中の学生の知見を広げるために、留学や国際交流の取り組みにおける業務も

担っている。具体的には、①ミシガン州立大学連合日本センター主催の国内留学への参加
②メルボルン看護研修③滋賀県清華大学留学支援奨学金の実施等、各事業についての案内、
参加における手続等を行っている。

その他、本学は滋賀県留学生交流推進会議における生活・経済部会長校としての業務や、
彦根 3 大学連携協議会・国際交流部会の業務など、県内でも中心となって留学生の支援や
情報交換等を積極的に行っている。

【資料 2-4-①-6-h】【資料 2-4-①-15】～【資料 2-4-①-19】

4) 保健室

保健室には、学校医（非常勤）と学生課の担当職員（看護師）を配置し、学生や教職員の
健康に関する業務に取り組んでいる。【資料 2-4-①-6-g】

定期健康診断は、毎年 4 月のオリエンテーション期間に実施し、受診率は 95.6%であ
る。当日体調不良等で未受診の学生に対しても、後日の受診をフォローしている。健康診
断結果証明書の発行と全学生の健康管理ファイルの作成等を行っている。また、日常での
学生や教職員の健康相談や学内での負傷や急な発病時の応急処置のほか、看護学部学生に
対する臨地実習機関への抗体検査の報告等の業務にも携わっている。

看護学部の学生に対しては、入学時と 3 年進級時の抗体検査を実施している。

コロナ禍においては新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策や、その設備
の管理（サーモグラフィカメラ、消毒剤の補充）、学内における学生・教職員の新型コロナ
ウイルス感染発生時の対応を行っている。また、インフルエンザやコロナウイルスのワク
チン接種の業務に携わっている。

5) カウンセリングセンター

人間関係の悩みや自己の性格などの悩みに加えて、発達障害や精神的な疾病、それに付
随する症状などからくる学業や日常生活の行き詰まりなどの相談を受けている。相談に來
た学生に対しては、カウンセリングや箱庭療法などで対応している。また、友人関係や集
団に馴染めないなど、大学生活を送る上で不安を感じたり、自己を見つめる機会の必要
性を感じたり、些細なことを含めて相談事があるときに、気軽にセンターへ来て空間利用
できるよう居場所提供としての開放も行っている。

学生だけではなく、学生がより充実した学生生活を送るため、保護者や家族からの学生
に関する相談を行っている。教職員コンサルテーションとして、教職員が学生に対し、指
導・支援を行う上での見立てや対応・方策について相談についても受けている。【資料 2-
4-①-20】

「よりよいキャンパスライフを」という環境作りのために、ハラスメント防止委員会等と
協力してポスターの掲示等で啓発に努めるとともに、センター内に相談窓口を設置し、的
確・迅速な対応をしている。このように、学生がよりよい学生生活が送れるように、サポ
ートする体制も作っている。普段から「こころの状態」に耳を傾けられるキャンパスの環
境を整備するために「カウンセリングセンターだより」を発行し、掲示とともに学生に配
信している。また、他相談機関からの研修会・講習会の実施をポスター掲示で案内してい
る。【資料 2-4-①-21】

- 【資料 2-4-①-1】 聖泉大学人間学部学生員会規程
- 【資料 2-4-①-2】 聖泉大学看護学部学生委員会規程
- 【資料 2-4-①-3】 聖泉大学学生委員会規程
- 【資料 2-4-①-4】 聖泉大学カウンセリングセンター規程
- 【資料 2-4-①-5】 聖泉大学学則 p 1002 参照
- 【資料 2-4-①-6-a】 学生便覧 2021 p31-40
- 【資料 2-4-①-6-b】 学生便覧 2021 p36
- 【資料 2-4-①-6-c】 学生便覧 2021 p37
- 【資料 2-4-①-6-d】 学生便覧 2021 p71-72
- 【資料 2-4-①-6-e】 学生便覧 2021 p39
- 【資料 2-4-①-6-f】 学生便覧 2021 p40
- 【資料 2-4-①-6-g】 学生便覧 2021 p84
- 【資料 2-4-①-6-h】 学生便覧 2021 p81-82
- 【資料 2-4-①-7】 聖泉大学奨学金規程
- 【資料 2-4-①-8】 2022 年度学生募集要項 p 14・16
- 【資料 2-4-①-9】 特別奨学金給付要領
- 【資料 2-4-①-10】 「特別奨学金対象者へ」
- 【資料 2-4-①-11】 聖泉大学学生ボランティア活動への支援に関する規程
- 【資料 2-4-①-12】 聖泉大学学生表彰規程
- 【資料 2-4-①-13】 スクールバス運行表
- 【資料 2-4-①-14】 留学生ガイドブック
- 【資料 2-4-①-15】 聖泉大学国際交流センター規程
- 【資料 2-4-①-16】 聖泉大学留学生規程
- 【資料 2-4-①-17】 JCMU 国内留学開催要領、参加実績
- 【資料 2-4-①-18】 2020 年度看護研修
- 【資料 2-4-①-19】 令和 3 年度滋賀県精華大学留学支援奨学金募集案内
- 【資料 2-4-①-20】 カウンセリングセンター利用状況
- 【資料 2-4-①-21】 カウンセリングセンターだより

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

経済的支援については、高等教育の修学支援新制度を十分活用する一方、新制度の基準外となったが経済支援を必要とする学生の把握と、それらの学生に対してワークスタディ制度の導入や奨学金制度の周知徹底等、大学独自の経済支援策を確立し、学生が経済的な不安から学修困難とならないように支援を行う。

学生の健康管理については、保健室と連携を図り、健康に関する注意事項の一層の周知を図る。特に禁煙指導は、啓発ポスターの掲示や学内メールによる注意喚起の発信を行っているが、イタチごっこのような状態になっている。学生は特に大学入学後に喫煙の機会が増える傾向にあるので、喫煙経験がないうちに禁煙に対する意識を持ってもらうため、入学のタイミングで研修の実施及び長期休暇前のオリエンテーションを検討する。

近年、学生の課外活動参加率が減少傾向にあったが、コロナ禍のため大学として活動を自粛したことから、課外活動がますます停滞した。今後、コロナ禍でもできる活動を模索し、活性化を図る。

その他学生生活の諸問題も複雑で多岐にわたることが予測できるため、これまで以上に支援体制を整備・強化していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 33,937 m²あり、大学の基準面積 6,400 m²を大きく上回り、ゆとりあるキャンパスとなっている。校地内には校舎以外に、運動場、人工芝グラウンド、テニスコート、体育館、クラブハウス、学生・教職員用駐車場及び駐輪場を設け、本館前の中庭部分は学生が集える空間として適切に整備・活用されている。【資料 2-5-①-1】

校舎面積は 10,266 m²あり、大学の基準面積 7,603 m²を満たしており、適切に整備・活用されている。校舎（本館）は、人間学部、看護学部、大学院及び別科の共用となっており、1 階は理事長室、学長室、会議室、事務室、図書館、学生自習室、看護・別科実習室、2 階はコンピュータ室（第 1～第 4）、大学院生研究室、教員研究室、カウンセリングセンター、3 階は講義室、中講義室、4 階は講義室、大講義室（座席数 252 人）、教員研究室、臨床心理実習室などが配置されている。また、看護棟（2 階建）には教員研究室、看護実習室、大学院講義室がある。4 階教室については、より効果的なアクティブ・ラーニング型授業に対応するため、可動式の机椅子を更新し学修環境を整備している。看護学部の学生には、実習用のユニフォームに更衣するための更衣室と、一人一台の学生用ロッカーを設置している。本館の 1 階には売店が、体育館の 2 階には食堂があり、現在コロナ禍のため食堂の営業休止に伴い、売店において弁当販売をするなど 10 時～16 時で学生や教職員向けに営業している。【資料 2-5-①-2】

本学のすべての建物は、新耐震基準で建築されており、耐震基準を満たしている。【資料 2-5-①-3】

【資料 2-5-①-1】 基準面積

【資料 2-5-①-2】 学生便覧 p 101-104 学舎配置図

【資料 2-5-①-3】 建物の耐震化率

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

■図書館

本学の図書館は、延床面積 491 m²、閲覧席は 100 席である。国家試験対策など学生の学修環境を充実させるため、開館時間は、平日は 8 時 50 分～21 時、土曜日は 9 時～17 時で開館している。館内には、蔵書検索用パソコン 5 台、学生用ノートパソコン 18 台、プリンター 1 台、視聴覚資料コーナーを設置している。無線 LAN 環境を整備し、学生が自習で利用できる環境を整えている。図書館の資料管理を強化するため「ブックプロテクションシステム」を導入しており、蔵書管理を行っている。導入以降、紛失資料が減少し利用環境の改善が図れた。【資料 2-5-②-1】

図書館には、書籍や学術雑誌、視聴覚資料を置いている。その他にも電子ブック、「映像配信サービス（ビジュランクラウド）」を整備し、電子ジャーナル・データベースも導入している。また、「図書館蔵書検索システム（WebOPAC）」、電子ジャーナルなどさまざまなツールを相互にリンクさせるシステム（SFX）を導入している。聖泉大学において作成された研究・教育活動の成果を電子的に収集、蓄積、保存し、学内外に公開していくため、学術機関リポジトリを運用している。【資料 2-5-②-2】

コロナ禍においても利用時間や利用人数を制限して開館し、「リモートアクセスサービス（RemoteXs）」の提供や電子ブックを充実させ、自宅から利用できる図書館サービスの拡充を行った。

滋賀県内 13 大学・短期大学図書館の連携で、各大学教職員・学生がそれぞれの大学図書館を相互利用できる「滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システム」により、本学の図書館利用だけに留まらず、幅広い図書館の利用ができる環境にある。

地域に開かれた図書館として、一般利用者を受け入れている。

なお、図書館の運営は、図書館長および職員で管理・運営され、図書館長（委員長）と各学部の教員によって構成される「図書委員会」によって行われている。図書委員会では、毎年「図書館アンケート」を実施し、学生からの意見を取り入れ、利用しやすい図書館づくりに取り組んでいる。また、学生の意見を取り入れ、学生にとって有意義な図書館にするため「学生図書委員会」を置き、「学生選書」による図書の購入、「図書情報紙 Knowledge Friends」の発行等を行っている。【資料 2-5-②-3】

■情報センター

情報サービス施設については、情報センターが一括して管理・運営を行っている。情報センターは本館 2 階に設置されており、コンピュータ室を 4 室有している。授業用のコンピュータ室（第 2～第 4 コンピュータ室）では「教育支援システム」を導入し、教員用パソコンの画面を中間モニターで確認しながら学生は授業に取り組むことができると同時に、教員は学生用パソコンの画面を確認する機能を使うことで、学生の状況を把握しながら授業を進めることが可能となっている。第 1 コンピュータ室については学生の自主学習専用に開放しており、情報センター事務室で手続きを行うことで利用することができる。コロナ禍においても、機械換気による換気量の確保や、座席や利用時間の制限、ビニールシートによる隣席との仕切りの導入などにより、安全に利用ができるようにしている。また、パソコンの Web カメラ機能を活用し、オンライン授業の受講や収録に活用されている。

情報センターではコンピュータ室の運営のほかに、学生教職員のパソコンの利用に関す

るフォローアップも適時行っており、日常の利用に支障が生じる事態を低減させるようにしている。

学内のパソコンは、学内の主要施設に敷設された学内 LAN を通してサーバー群と接続されており、学内 LAN に接続されたすべてのパソコンからインターネットの利用が可能となっている。ユーザーの設定情報は Windows のドメイン環境において一括管理され、学内 LAN を通じて設定情報が送られ、どのパソコンであっても同じ環境で利用可能となっている。

学内 LAN とは独立した形で運用している無線 LAN は、学生や教員が好きな端末でインターネットへアクセスすることができるようにしており、リアルタイム遠隔授業の配信・受信に活用され、コロナ禍における教育にも寄与している。

セキュリティの面では、ウイルス対策の徹底やセキュリティホールに対するアップデートの集中管理を行っている。学内専用ページでセキュリティ情報を提供するなどし、マルウェアによる被害が発生しないように備えている。

情報センター委員会を設け、教学部門からの要望を受けたり、情報センターからの情報を伝達したりするために、定期的に会議を開催している。【資料 2-5-②-4】【資料 2-5-②-5】

■実習室

人間学部における専門的知識・技能の養成や自主的・集団的な学修・研究の充実のため、臨床心理実習室、心理実験室、行動観察室、記録・分析室を設けている。臨床心理実習室は、心理療法の 1 つである遊戯療法や音楽療法を実体験的に学習する実習室であり、箱庭療法のセットなどが揃えられている。心理実験室は個別面談の実習や心理検査実習で利用する実験室で、臨床・発達心理領域等の研究で利用することができる。【資料 2-5-②-6】

看護学部において、看護学を学ぶための実習室及びシミュレーター等の設備を完備している。基礎看護学実習室では、各ベッドをカーテンで仕切ることで、グループ学習が円滑にできるよう整備し、実践する技術をモニターで確認できる設備を完備している。成人・老年看護学実習室は、老年期特有の機能を理解できる疑似体験モデルを整備している。母性・小児看護学実習室では、新生児人形を使った沐浴や妊婦モデルが完備され、地域・在宅看護学実習室では、家庭を再現した演習室が完備されている。また、精神看護学演習室では、「こころ」を理解するための演習室を完備し、箱庭療法のセットを揃えている。各実習室には、講義や演習、実習という授業形態や学生の人数に対応できる部屋を分割するパーティション、移動が可能な机や椅子の配置、遠隔授業や映像授業を効果的に実施するためのパソコン、プロジェクター、映像音響システム、基礎看護学実習室では大型のモニターが設置されデジタル化を図っている。【資料 2-5-②-7】

別科では、滋賀県内の実習病院において学生一人当たり正常分娩が 10 症例を経験させる必要があるため、分娩台、沐浴用具、実習モデル人形等を完備している。【資料 2-5-②-8】

■自習室

自習室においては、月曜日から金曜日の 9 時から 21 時の間で利用できるよう開放している。令和 2(2020)年度、同窓会の寄付を受けて、自習室用机を 15 台設置した。さらに令

和 3(2021)年度、新たに 5 台を追加し、学生の利用状況に応じて自主学習の環境整備の向上を図った。また、自習室にはインターンシップの案内や進路関係の資料、医療機関の案内パンフレットを設置している。その他、給茶機の設置や、アルバイト情報の掲示、学生向けの雑誌を 12 誌配架しており、休憩時間等にも利用できるようにしている。なお、自習室利用上の注意事項については学生便覧にて周知をしている。【資料 2-5-②-9】

【資料 2-5-②-1】 エビデンス集共通基礎様式 1

【資料 2-5-②-2】 本学ホームページ（図書館）

<https://www.seisen.ac.jp/fuzoku/library>

【資料 2-5-②-3】 聖泉大学図書館利用規程

【資料 2-5-②-4】 本学ホームページ（情報センター）

<http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/joho>

【資料 2-5-②-5】 聖泉情報システム利用規則

【資料 2-5-②-6】 本学ホームページ（人間学部 実習施設・設備）

<http://www.seisen.ac.jp/gakubu/ningen/shisetsu>

【資料 2-5-②-7】 本学ホームページ（看護学部 実習施設・設備）

<http://www.seisen.ac.jp/gakubu/kango/shisetsu>

【資料 2-5-②-8】 本学ホームページ（別科 実習施設・設備）

<http://www.seisen.ac.jp/gakubu/bekka/shisetsu>

【資料 2-5-②-9】 学生便覧 学生生活（5）自習室 p33

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学の校舎は、昭和 59(1984)年以降に竣工され、現行の耐震基準を満たしている。バリアフリーについては、本館（4 階建）にエレベータ、スロープ、本館一階廊下の点字ブロック、身障者用トイレ、身障用駐車場を設置している。また、前庭をロータリー化することによって車の交通ルールを明確化し、学生や教職員、来客がより安全に校舎に入れるようになっている。【資料 2-5-③-1】

AED を校舎の入り口前に設置し、緊急事態に備えている。実際に緊急時において活用できるよう、使い方等の応急処置の方法は学生便覧に掲載している。【資料 2-5-③-2】

学生への連絡事項等は、学生がスマートフォン等で確認できる AA システムを活用して、随時連絡を行っている。また、学内ではラウンジと事務室前の電子掲示版にて周知している。

【資料 2-5-③-1】 学生便覧 学舎配置図 p101-104

【資料 2-5-③-2】 学生便覧 学生生活～知っておきたいリスク～

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

■学部

人間心理学科の学生は、定員 75 人であり、語学関係科目は 2 クラス、情報関係科目は 2～3 クラス、キャリア教育科目の「基礎ゼミ」は 1～4 クラスに分けて行っている。専門科

目（選択科目）は、20～30 人程度のクラスサイズで実施している。

講義室の大きさは、専門演習を行う講義室 20 人程度から 100 人収容の講義室を用意しており、履修登録の学生数に応じて適切に運用している。100 人を超える授業科目の場合は、252 人を収容できる 455 講義室を使用している。

看護学科の学生は、定員 80 人であり、原則として授業は 1 年次 1 開講で行っている。情報関係科目やスポーツなどの実技科目は、40 人程度までの少人数クラスで実施している。臨地実習については、5、6 人を 1 グループとして、病院や施設（訪問ステーションや地域包括ケア施設はさらに少人数）で実習を行い、1 グループごとに滞在型で教員を配置している。また、授業におけるグループワークは、講義形式の授業に加えて、看護過程の展開には多大な時間をかけており、個人ワークの指導も十分に行っている。さらに、3 年次から始まる卒業研究については各領域別のゼミナール形式で、少人数制のグループごとに教員が配置されている。3 年次後期には集団による卒業研究に必要な知識の習得から、4 年次前期には個別による研究の実際を教員の指導のもとに学んでいる。卒業研究の成果は、次年度生を含む 2 学年による発表会を学会形式で実施している。地域統合実習も、各領域別のゼミナールで学生個々のテーマに基づいた実習目標の設定から実習計画立案を行い、目標の到達を目指した実習を実施している。【資料 2-5-④-1】 【資料 2-5-④-2】

また、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染対策対応により、令和 2(2020) 年度から、従来の収容定員の 50～80% の収容人数で教室を割り当て、感染対策を取りつつかつ教育効果が上げられる環境を整えた。あわせて、遠隔授業の実施にあたっては、各教室においては、映像音響設備を更新し、映像を配信できるシステム (Zoom、メディアサイト等) を導入することで、在宅及び研究室からも遠隔授業の配信ができ、学生は自宅等で受講ができるように環境を整えている。遠隔授業を受講するうえで、パソコン等の環境が整わない学生にパソコンの貸し出しを行っている。【資料 2-5-④-3】 ～ 【資料 2-5-④-5】

■大学院

看護学研究科看護学専攻の院生は、1 年次 6 人程度であり、講義室は、看護学部棟 1 階共同研究室 101 (30 m²)、102 (30 m²) の 2 室で対応している。他に本館 2 階の院生専用の研究室を、自習室を兼ねて整備している。研究室には、机、椅子、書架、パソコン、プリンターを配備し、学内 LAN やインターネットが利用できる環境を整備している。【資料 2-5-④-1】 【資料 2-5-④-2】

■別科

別科助産専攻の学生は 1 年課程 10 人程度であり、別科専用の講義室 301 で授業を行っている。実習については、分娩台を置いた専用の実習室を用意している。【資料 2-5-④-1】 【資料 2-5-④-2】

【資料 2-5-④-1】 校舎平面図

【資料 2-5-④-2】 2021 年度前期授業時間割及び受講人数一覧 (学部・大学院・別科)

【資料 2-5-④-3】 教室別コロナ対応座席表

【資料 2-5-④-4】 メディアサイト利用マニュアル

【資料 2-5-④-5】 パソコン貸出申込書

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学修施設に関する要望は、アンケートや意見箱で学生の意見をくみ上げ、バリアフリー化も含めてより快適な学修環境となるよう、今後も検討を重ねていく。

授業を行う学生数の適切な管理については、引き続き学生数（履修人数）に応じ、教育効果を十分得られる環境を計画的に整えていく。その他、学生の声を聴きながら、学修環境の整備に取り組んでいく必要がある。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活全般に関する意見・要望については、「一言意見箱」として manaba（学習管理システムの掲示版機能）にて受け付け、学生の意見をくみ上げている。寄せられた学生の意見・要望については、取りまとめた後、各委員会などに振り分けて対応を検討し、教育研究評議会に諮った上で、各意見に対して学生に返答する仕組みとなっている。直ちに実行できる意見・要望については改善策を実施し、解決することが難しい問題については、その理由と今後の見通しを学生に説明している。なお、個人情報については適正に管理し、当目的以外に使用することはないことと、投書にあたっての留意事項を明記している。

学修支援及び授業支援のための学生の意見の汲み上げとして、「授業評価アンケート」を実施している。授業評価アンケートの結果は教育方法や教育内容の改善につなげている。

各学年のゼミにおいて個別面談を定期的に行い、学生の意見や要望の把握に努めている。また、特に気になる学生に関する面談結果や指導歴を学生委員会、教務委員会、教授会などで共有して、以後の指導に役立てている。心理的な相談についてはカウンセリングセンターが、身体的な相談については保健室が中心となり担当している。

図書館においては、独自で利用に対しての意見箱を設置している。意見への回答は、館内の掲示版に掲示し、図書館利用の満足度を高める努力をしている。さらに学生図書委員を置き、利用や要望に関して意見をくみ上げている。

【資料 2-6-①-1】 一言意見箱の内容及び回答

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活に関する全般的な意見・要望の把握とその検討結果の活用については、可能な事項については速やかに行っていると判断している。学生の意見は、今後も manaba を活用し、広く学生の意見をくみ上げ、要望の把握と速やかな対応、満足度の向上に寄与できるよう継続して改善していく。

〔基準 2 の自己評価〕

学生の受入れについては、各学部、研究科、別科において定められたアドミッション・ポリシーに沿って各種の入学試験を実施している。定員未充足となっている人間学部においては、高校訪問や動画の配信等の広報活動の強化から認知度を向上させ、受験者の獲得に取り組んでいる。

担任・チューター制を取り入れ、学生が担当教員に学生生活全般について相談しやすい体制となっている。また、中途退学、休学及び留年防止の対応策については両学部の学生委員会・教務委員会及び学生課・教務課が、キャリア支援については看護学部学生委員会・人間学部進路支援委員会と学生課が、学生サービスについては学生委員会と学生課が、教職協働の体制で取り組んでいる。大学生生活に慣れるためのオリエンテーションや初年次教育の充実、教育効果を考慮した講義室やその他施設の学修環境の整備、奨学金や課外活動等の支援など、学生生活全般において学生に対する支援を行っている。留学生に対する支援をする組織や、保健室・カウンセリングセンターでの心身に関わる相談にも対応できる体制が整えられている。

学生の意見の組み上げについては manaba の活用や図書館での独自の意見箱の設置、授業評価アンケートや学生の満足度調査などで行っている。収集した意見や要望は、関係委員会や部署等で検討され、学生サービスの改善に反映している。

以上のことから、基準 2 を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

学部、研究科等のディプロマ・ポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、学校教育法施行規則の改正に沿って、明確に定めている。また、それに応じたディプロマ・ポリシーは、履修要項や本学ホームページに明記し、学内外に広く公開し、理解を促している。【資料 3-1-①-1】

本学の建学の精神は、「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する」ことで、この精神を具体化するために、卒業までに「自ら考え、判断し、行動する能力」と「他者を尊重・理解し、関係を構築する能力」をあわせもつ「人間力」を培い、地域に貢献できる人材を育成することを教育理念に置いている。

人間学部

人間学部は、教育理念を受け、本学部の課程において 124 単位以上の単位修得と必修等の条件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に対して学位を授与している。

- (1) 人間の多様性を理解し受け入れる能力（多様性理解）
- (2) 自律的で意欲的な態度（自律性）
- (3) コミュニケーション力
- (4) 専門的知識・技能の習得
- (5) 地域や他者に能動的に貢献する姿勢（地域貢献性）
- (6) 問題発見・解決力

【資料 3-1-①-2】

看護学部

看護学部は教育理念を受け、本学部の課程において 130 単位以上の単位修得と必要科目の履修等の条件を充たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与している。

- (1) 広く教養を身につけ、対象となる人や家族、地域社会が理解できる。
- (2) 人々の健康について理解し、その予防や疾病・障害をもつ人々の健康を促進する能力が修得できる。
- (3) 個人や集団を対象としたコミュニケーション能力が修得できる。
- (4) 看護職としての基礎的能力と倫理観、看護を探究するための研究的能力が修得でき

る。

(5) 社会人として必要な思考力、行動力、チーム力が修得できる。【資料 3-1-①-3】

また、令和 4(2022)年度より実施となる新カリキュラム開発に向けて、ディプロマ・ポリシーを見直すとともに、能力・資質についても見直しを行っている。

大学院

看護学研究科では、建学の精神を受けて定めた本研究科の教育理念に基づき、各領域における専門的知識を深め、「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを教育目的とし、ディプロマ・ポリシーを次の通りとしている。

基準となる単位を修得し、広い視野に立って専門知識を深め、実践力、マネジメント力、教育力、研究能力を身につけた者で修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者に修士（看護学）の学位を授与する。【資料 3-1-①-4】

別科

別科助産専攻は教育理念を受け、助産専攻課程において 32 単位以上の単位取得の修了要件を充たし、次のような能力・資質を備えた人物に修了認定している。

- (1) 助産師としての使命感・倫理観を備え、多面的な視野で対象を理解できる。
 - (2) 助産の実践科学としての基礎的な知識と技術、判断能力を修得している。
 - (3) 地域特性や対象の個性を理解した上で、関連職種と連携し、継続的な母子保健活動をするために必要な知識を修得している。
 - (4) 助産専門職として必要な対象者を尊重した態度、コミュニケーション能力を身につけている。
 - (5) 助産師の責務を果たすために主体的に学び、自己研鑽・研究していく基本的姿勢・能力がある。
- 【資料 3-1-①-5】

【資料 3-1-①-1】 本学ホームページ（情報公開：3 つのポリシー）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 3-1-①-2】 2021 年度人間学部履修要項

【資料 3-1-①-3】 2021 年度看護学部履修要項

【資料 3-1-①-4】 2021 年度履修要項(看護学研究科)

【資料 3-1-①-5】 2021 年度履修要項(別科助産専攻)

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は学部・研究科ごとに明確に定めており、それぞれの履修要項において学生、教職員に周知されている。また学生に対しては、教務委員の教員又は担任が入学時、進級時のオリエンテーションの時間を用いて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級

基準、卒業認定基準、修了認定基準等について説明を行っている。各科目の成績評価については、シラバスで明記した上、第一回の授業内で周知している。

単位認定は、大学学則第 36 条に定められており、試験等を行い、合格した者に単位が与えられる。成績評価は、原則として学期ごとに実施される定期試験によって行われる。また、成績評価基準等は、大学学則第 35 条に定めており、シラバス（授業計画）に各科目についての成績評価基準・方法を明示している。

卒業要件として、最低取得すべき単位数は、学部ごとに定めている。さらに科目区分ごとに取得が必要な最低単位数を定めている。卒業認定は、大学学則第 42 条に定められており、休学期間を除き、本学に 4 年以上在学し、所定の要件に沿って必要な単位を修得し、原則として、入学時からの累積 GPA が 1.5 以上の者について、各教授会の審議を経て、学長が認定している。

【資料 3-1-②-1】 本学ホームページ（情報公開：3 つのポリシー）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 3-1-②-2】 聖泉大学学則

【資料 3-1-②-3】 聖泉大学大学院学則

【資料 3-1-②-4】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 3-1-②-5】 聖泉大学学位規程

【資料 3-1-②-6】 聖泉大学人間学部規程

【資料 3-1-②-7】 聖泉大学看護学部規程

【資料 3-1-②-8】 聖泉大学人間学部履修規程

【資料 3-1-②-9】 聖泉大学看護学部履修規程

【資料 3-1-②-10】 2021 年度人間学部履修要項

【資料 3-1-②-11】 2021 年度看護学部履修要項

【資料 3-1-②-12】 2021 年度履修要項（看護学研究科）

【資料 3-1-②-13】 2021 年度履修要項（別科助産専攻）

【資料 3-1-②-14】 オリエンテーション日程表

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

3-1-②に示す通り、単位認定基準、進級及び卒業・修了認定基準は明確に定めており、その適用にあたっては、教授会等において厳正に行われている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も継続的に教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを策定し周知するとともに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定及び修了認定基準を厳正に適用していく。また、各学部・研究科では、社会情勢や高等教育行政の動向や教育現場における潜在的ニーズの変化に対応したディプロマ・ポリシーに見直していく。

看護学部及び別科助産専攻においては、令和 4(2022)年度の「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の改正に伴うカリキュラム改正にむけて、ディプロマ・ポリシーを見直し、カリキュラム・ポリシーへ展開している。入学時や進級時には教務委員の教員または

担任がオリエンテーションの時間を用いて、三つのポリシーについて説明を行っているが、周知の方法について検証し、より学生の理解を深める仕組みをつくる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程の方針であるカリキュラム・ポリシーは学部・研究科毎に以下の通り定めており、履修要項及びホームページに明記し、学内外に広く公開し理解を促している。

人間学部

本学部では卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる目標を達成するために、「教養科目」、「キャリア教育科目」、「専門科目」、「特殊演習・ゼミ・卒論」を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講し、教育内容、教育方法、教育評価の方針を定めている。【資料 3-2-①-1】

看護学部

看護学部では卒業の認定・学位授与の方針に掲げる目標を達成するために、「教養科目」においては、「人間理解及び人間を取り巻く社会と環境の理解」に重点を置いた科目を配置している。「専門科目」では、人体の構造と機能、疾病の成り立ちや人のライフサイクルに応じた看護を実践的に学べるように「人間の心身と健康障害の理解」「健康生活を支えるための看護」に関する科目を配置している。

また、看護の本質である健康で豊かな生活を探求するために、生活者としての対象者を看護の視点からアセスメントする能力を身につけ、「臨地実習」において、その理論・技術の統合を図る。また、臨地実習終了後に「卒業研究」に取り組むことにより、看護の基礎的研究能力及び研究の態度を培う。さらに、入学から卒業まで4年間を通して、社会人として必要な能力が身につけられるように各学年にキャリア教育科目を配置している。【資料 3-2-①-2】

大学院

看護学研究科では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、以下のように領域を設置し、教育課程の編成を行っている。

- 1) 看護基礎分野では、看護実践者、管理者、教育者がもつ課題を探究し、さらに、臨床や在宅に有用な援助を探究する「看護ケア開発領域」、様々な看護実践現場における教育方法及び継続教育について、実証的な研究を行う「看護教育学領域」、質の高いサービスを提供できるよう看護組織を変革する研究を行う「看護管理学領域」の3領域を配置している。
- 2) 看護実践分野では、あらゆる健康レベル、発達段階にある方々を研究対象とし、さらに、子どもとその家族の支援に関する研究を行う「発達支援看護学領域」、成人期から老年期における療養支援に関する研究を行う「生活支援看護学領域」、地域における心の健康づくりを含めた健康増進と予防活動に関する研究を行う「地域・精神保健看護学領域」の3領域を配置している。【資料 3-2-①-3】

別科

別科助産専攻では修了認定方針に掲げる目標に到達するために、倫理的感応力、エビデンスに基づいた専門的知識や技術の習得と地域母子保健活動、助産学研究の理解に重点を置いた科目を配置している。

- 1) 多様な国籍、性、年齢、社会状況にある人を理解し、さまざまなニーズや生殖・周産期医療を踏まえた助産師の関わりについて、基礎助産学領域をはじめとする各科目を通じ倫理的感応力を養う。
- 2) 日々進歩する医療のなかでの助産学の専門的知識、技術を身につけるために、最新医療や地域現場の医師や助産師による「助産診断・技術学」の時間を多くしている。
- 3) 変化する社会のニーズを踏まえた地域母子保健活動を理解できるよう「地域母子保健学」「地域母子保健学演習」「助産学実習Ⅲ（地域連携と母子保健活動）」の3つの科目の授業、演習、実習を通じ、助産師としての使命、地域診断や健康教育技術、地域支援や関連職種との連携などを学ぶ。
- 4) 助産師の活動における対象者を尊重した態度、コミュニケーションのあり方について、関連各科目で考える機会を与え、実践を促す。
- 5) 大学の助産課程として様々な場面において主体的に取り組むことを促し、助産学の科学的思考、探求していく能力を養うために、助産学研究を1年に渡り学ぶ。

【資料 3-2-①-4】

【資料 3-2-①-1】 2021 年度人間学部履修要項

【資料 3-2-①-2】 2021 年度看護学部履修要項

【資料 3-2-①-3】 2021 年度履修要項(大学院研究科)

【資料 3-2-①-4】 2021 年度履修要項(別科助産専攻)

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学ではカリキュラム・ポリシーを体系的に表現するために、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を表したカリキュラムマップを作成している。カリキュラムマップで示した関連性をシラバスでも当該科目とディプロマ・ポリシーの関連を示し、それぞれの科目の到達目標等がディプロマ・ポリシーのどの項目に該当するか明記している。これにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明確にすることで、学生

や教職員の理解度の向上に寄与している。

【資料 3-2-②-1】 カリキュラムマップ

【資料 3-2-②-2】 2021 年度シラバス

【資料 3-2-②-3】 カリキュラムマップ（別科助産専攻）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学ではカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成している。学生が本学の教育課程を理解し、科目配置の全体像を把握し適切に科目履修が行えるよう、「カリキュラムツリー」を作成しホームページ上で周知している。また、授業科目をナンバリングし、分類することで、教育課程の体系性を明示し、履修要項やシラバスに記載して学生へ周知を図っている。その他、看護学部においては履修モデルを「看護師免許」取得の場合と「看護師・保健師・養護教諭Ⅱ種免許」取得の場合の二種類作成し、履修要項に掲載することで、学生への周知を図っている。【資料 3-2-③-1】～【資料 3-2-③-4】

シラバスについては、各科目担当教員が「シラバス作成要項」に基づき作成し、教務委員会を中心とした担当者以外の教員（シラバスチェック委員）が確認することで客観性を担保している。シラバスには、科目コード（ナンバリング）、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連、授業のねらいや到達目標、授業時間数、各回の授業内容、成績評価の方法（試験、レポートなど）・基準、授業外学習（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間、課題等のフィードバックの方法等を記載することで、単位の実質化を見据えた内容が明記されている。この内容から、学生が授業に対する理解度をより深めることができる。また、単位の実質化については学修時間数の確保だけではなく、適切な学修量を確保するため半期・通年ごとに履修登録単位数の上限（キャップ制）を設け、必要以上に学生に負荷がかからないよう配慮している。【資料 3-2-③-5】【資料 3-2-③-6】

人間学部

人間学部においては、カリキュラム・ポリシーに定めている教育内容・教育方法・教育評価に沿って、教育課程の体系的な編成を行っている。「教養科目」では、ディプロマ・ポリシーで挙げている資質・能力の①を、「キャリア教育科目」では②・③を、「専門科目」では④を、「特殊演習・ゼミ・卒論」では⑤・⑥を育成することを目的に科目配置をしている。

「教養科目」では、語学科目として英語と中国語を学ぶほか、幅広い教養や様々な立場におけるものの見方の獲得を目的に、現代社会における広範な問題の理解のための基礎的視点や考え方を学ぶことができる科目を設置している。

「キャリア教育科目」では、初年次教育を通して大学への適応を図るとともに、社会に出てからのコミュニケーション・スキルを身に着ける。また、自分のキャリアについて自律的・主体的に考え、社会に踏み出す力の育成を目的に科目配置を行っている。

「専門科目」では、心理学及び心を生み出す身体の機構、心を取りまく社会についての基本的知識と技能を習得するため、「心理学科目」と「心理学関連科目」からなる「専門科目」を配置し、1年次から4年次まで段階的に配当している。

「特殊演習・ゼミ・卒論」のうちの「プロジェクト演習」では、心理学及び心を生み出す身体の機構、心を取り巻く社会についての知識と技能を活用するための実践的学修をする。また、「専門演習」では担当教員の指導を受けながら、これまでの活動や学修の集大成として卒業論文を作成する。

初年次教育では、上のような学びを実現するためのチーム・コミュニケーション力と言語表現力の育成に狙いを置いている。反復学習を重視し、文書作成法や論理的思考力を鍛えるための問題演習等を行う科目等を設置し、課題解決型アクティブ・ラーニングの実施の基礎となる能力を育成している。【資料 3-2-③-3】

看護学部

看護学部の教育課程

教育方針の下に、「教養科目」においては人間、健康、生活、社会・地域に対する理解を深め幅広い教養を身につけることを目標とし、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を学習内容としている。「専門科目」では、「人間の心身と健康障害の理解」「健康生活を支えるための看護」を目標として、人間のライフステージ・ライフサイクルに応じた看護を実践的に学べるようにしている。また、看護の本質である健康で豊かな生活を探求するために、生活者としての対象者を看護の視点からアセスメントする能力を身につけ、「臨地実習」において、その理論・技術の統合を図る。さらに、「卒業研究」に取り組むことにより、研究活動の基礎的能力の育成も視野に入れて教育課程を編成している。

教養科目の編成と特色

教養科目では、看護の対象者のニーズを把握できる感性を培い、その対象者を生活者の視点で捉え、全体像を把握する基礎的な知識を身につけ、そのため人間性の涵養、人間、健康、生活それを取り巻く社会・地域を理解し、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を目指す。科目区分は「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎」「語学」「保健体育」「キャリア教育」の6区分とし、必要となる科目を配置している。

専門科目の編成と特色

専門科目は、看護に必要な対象者の理解、看護学の理論と技術、そして実践を統合できる教育内容を位置づけ、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の教育内容を踏まえた上で、基礎から実践まで、また対象者の年齢や地域特性も考慮して、学生が看護学を実践的に学べるよう講義・演習・実習を体系的に学習することで、本学の教育目的を達成できる科目としている。専門科目の「人間の心身と健康障害の理解」は、人間の構造と機能を健康な視点から理解し人間の健康を支えるために必要な人間性や深い洞察力を養うため、心理学関連の科目を多く配置し、さらに健康障害、健康と社会を医学的、統計的に理解するため、必要な科目を配置している。「健康生活を支えるための看護」は、地域のニーズを踏まえ、看護学の基礎的概念から地域の疾病状況や健康ニーズなどを分化的に学ぶため、「基礎看護学領域」「臨床看護学領域」「地域・家族・生活看護学領域」とし、その理論・技術の統合を図るため、「卒業研究等」を加え4領域として必要となる科目を配置している。【資料 3-2-③-4】

大学院

本研究科の教育課程は、自己の研究課題を探究するために必要な基盤科目、各領域の知識を深めるための専門科目（特論Ⅰ、特論Ⅱ、特論演習）および特別研究で構成している。

- 1) 基盤科目には、本研究科の目的でもある看護実践リーダーの基礎的能力を身につけるために「リーダーシップ論」「コンサルテーション論」「看護理論」や「看護倫理」等を配置し、さらに、研究を深める上で必要な知識として、「研究方法論Ⅰ・Ⅱ」、「原書講読Ⅰ・Ⅱ」を設定している。
- 2) 研究分野は、看護基礎分野と様々な発達段階、健康段階にいる地域の人々と家族を対象とする看護実践分野で構成している。領域別専門科目は、看護基礎分野に「看護ケア開発領域」、「看護教育学領域」、「看護管理学領域」、看護実践分野には「発達支援看護学領域」、「生活支援看護学領域」、「地域・精神保健看護学領域」の2分野6領域で構成している。
- 3) 専門科目では、指導教員の指導により、講義及び演習を系統的に履修し、専門分野の研究能力を高めている。「特論Ⅰ」は、広く対象理解を深めるために他領域からも選択することとしている。「特論Ⅱ」は、専門領域における研究の概観、方法論の理解、フィールドワーク演習など多様な内容で構成し、「特論演習」は、特別研究におけるテーマの明確化・焦点化を図ることとしている。【資料 3-2-③-7】

別科

助産専攻の教育課程

別科助産専攻の教育課程では、助産実践現場及び地域において高度な知識・技術を備えた「助産力」を有する助産師を育成する。「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」における教育の基本的な考え方、教育内容を踏まえ、助産学の理論と実践を融合する教育内容を展開するために、「助産学基礎領域」「助産学実践領域」「助産学実習領域」「助産関連領域」の4つの領域に区分している。さらに、助産学の基本的知識、技術の習得のみを目指すのではなく、助産実践現場及び地域において「助産診断力」、「実践力」、「研究能力」を培うことができるように構成している。

教育課程の特色

教育課程の主な特色としては、助産学に関する高い専門的知識、技術を養うために「助産診断・技術学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の「Ⅱ・Ⅲ」の時間数を多く編成している。また、関連職種との連携を深めるために産科医師・小児科医師とも協働した授業や演習を取り入れ、「地域母子保健演習」については、講義のみでなくフィールドワークの時間を多く取っている。さらに、分析的思考を高め自己研鑽できる助産師の養成を目指し「助産学研究」を配置している。【資料 3-2-③-8】

【資料 3-2-③-1】 カリキュラムマップ

【資料 3-2-③-2】 カリキュラムツリー

【資料 3-2-③-3】 2021 年度人間学部履修要項

- 【資料 3-2-③-4】 2021 年度看護学部履修要項
- 【資料 3-2-③-5】 2021 年度人間学部シラバス
- 【資料 3-2-③-6】 2021 年度看護学部シラバス
- 【資料 3-2-③-7】 2021 年度履修要項(看護学研究科)
- 【資料 3-2-③-8】 2021 年度履修要項(別科助産専攻)

3-2-④ 教養教育の実施

人間学部

教養科目は、ディプロマ・ポリシーで挙げた 6 つの能力・資質のうち、①多様性の理解を主として担う科目として次のとおり位置づけている。

- 1) 「語学科目」は、国際社会のみならず地域社会に生きる外国人とのコミュニケーションを実現するための科目としている。グローバルな共通語である英語と、滋賀県とも関連の深い中国の言語である中国語を学ぶ。また、日本語で正確かつ論理的に文章表現する力を育成するための科目も設置している。
- 2) 「情報処理科目」では、現代社会では欠かせないコンピュータを用いた情報処理の基本的スキルを身につける。
- 3) 「人文科学領域科目」「社会科学領域科目」「自然科学領域科目」「体育・健康領域科目」では、幅広い教養やさまざまな立場におけるものの見方の獲得を目的とし、現代社会における広範な問題の理解のための基礎的視点や考え方を学ぶ。
- 4) 「留学生科目」は留学生を対象とした科目であり、留学生が日本で学び、深くコミュニケーションできるようになるための実践的日本語力の育成を目指す。

キャリア教育科目は、ディプロマ・ポリシーで挙げた 6 つの能力・資質のうち、②自律性および③コミュニケーション力の育成を主として担う科目で、初年次教育を通して大学への適応をはかるとともに、社会に出てからのコミュニケーション・スキルと自分のキャリアについて自律的・主体的に考え、社会に向けて一歩踏み出す力を身につける。【資料 3-2-④-1】

看護学部

建学の精神である「人間理解と地域貢献」ができる人材育成のために、教養科目では、看護の対象者のニーズを把握できる感性を培い、その対象者を生活者の視点で捉え、全体像を把握する基礎的な知識を身につける。そのため人間性の涵養、人間、健康、生活それらを取り巻く社会・地域を理解し、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を目指す。科目区分は「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎」「語学」「保健体育」「キャリア教育」の 6 区分としている。

- 1) 「人間の理解」には、看護は、人間を対象とする専門職であるため、人間の生命の尊厳と生き方、特に人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の育成のための科目を配置している。
- 2) 「社会・地域の理解」には、人間を取り巻く社会・地域を広い視点で学び、地域の特性や環境、現代的課題を認識するための科目を配置している。
- 3) 「科学的思考の基礎」には、看護学に必要な科学的思考に基づく判断力、応用力の基礎

的能力の育成のための科目を配置している。

- 4) 「語学」には、今後、国際的に活動を期待される看護職者として必要となる基本的な外国語の科目を配置している。
- 5) 「保健体育」には、看護職者として健康を高める考え方から健康づくりの方法として、運動の実践による体力向上を理解するための科目を配置している。
- 6) 「キャリア教育」には、社会人として必要な社会人基礎力を習得するための科目（キャリア教育Ⅰ～Ⅳ）を各学年に配置している。【資料 3-2-④-2】

看護学研究科

本研究科の教育課程は、自己の研究課題を探究するために必要な基盤科目を配置している。基盤科目には、本研究科の目的でありディプロマ・ポリシーでもある看護実践リーダーとしての基礎的能力を身につけるために「リーダーシップ論」「コンサルテーション論」「看護理論」や「看護倫理」等を配置している。

【資料 3-2-④-1】 2021 年度人間学部履修要項

【資料 3-2-④-2】 2021 年度看護学部履修要項

【資料 3-2-④-3】 令和 3(2021)年度履修要項(看護学研究科)

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

人間学部

1) アカデミックライティング科目の導入

3 年次・4 年次で必修科目となる「プロジェクト演習」は、これまで学んできたことを活かしながら学外を含むフィールドで活動する科目である。そうした活動の内容をデータとしてまとめ、考察し、発表していくためにはライティングの能力が不可欠である。そこで平成 28(2016)年度入学生から、「アカデミックライティング A/B」(1 年次必修科目)を設置し、文章作成法や論理的思考力を鍛えるための問題演習を実施している。最初に前回の範囲の小テストを実施し、その後新たな範囲の例題解説から類題の演習、その場での採点、分からなかった箇所の質疑応答と応用問題に取り組むという、学生の学修状況に応じた丁寧な授業方法をとることで、大学で学ぶ上での基礎的な能力を修得させている。【資料 3-2-⑤-1】

2) 補習授業 (Grow-up Week) の実施

学修に困難を感じている学生や、自主的に学修・研究活動に取り組む学生たちを支援するため、平成 28(2016)年 10 月より、毎月最終週(月～金)の 6 限に自習室を開室することとした。学生たちにはこの 1 週間を「Grow-up Week」という名称で周知している。自習室には適宜教員が待機し、課題に関する質問があれば専門外の領域であっても一緒に考えるという方針で学生対応している。また、在室教員は学生の来室時間と取り組んでいた科目、内容の記録を取っており、教務課にて集計した後、人間学部教員に学生の来室状況について報告している。令和 3(2021)年度からは形態を変え、週に 2 日程度自習教室を開室して、自主学修を支援している。【資料 3-2-⑤-2】 【資料 3-2-⑤-3】

3) アクティブ・ラーニング型授業

教員による一方的な講義形式から、学生が主体の双方向的、多方向的な授業形式にシフトすることによって、授業時間が学生にとってより深い学びの機会となる。学生の能動的な学びを促すため、多くの科目でアクティブ・ラーニングの手法を取り入れた対面、遠隔授業を行っている。

看護学部

1) 少人数教育の実施

- ① 1年次から4年次まで担任制をとっており、常に相談できる教員が身近にいて、学生が安心して学修出来る環境となっている。【資料3-2-⑤-4】
- ② 小グループごとにベッドがあり、それぞれの看護技術演習には多くの教員が関与している。一つひとつの技術を確実に習得するために、授業時間以外にも教員がついて行っている。特に基礎の技術演習については、予約制で学生個々のフォローアップ指導に努めている。
- ③ 5、6人を1グループとして、1グループごとに教員が付いて病院や施設（訪問ステーションはさらに少人数）で臨地実習を行っている。
- ④ 講義形式の授業に加えて、看護過程の展開には多大な時間をかけており、個人ワークの指導も十分に行っている。
- ⑤ 4年次から始まる卒業研究ゼミは、小グループでまた個別に教員と卒業研究に必要な知識の習得から研究の実践を学んでいる。地域統合実習もゼミ単位で行っており、学生個々のテーマに基づいた実習としている。

2) 初年次教育の実施

入学直後からスタートする「フレッシュゼミ」を実施している。講義形式の授業とともに、小グループでの演習を中心に行っている。大学生活に早く慣れて、学業やクラブ活動、社会参加などを充実させることを目的とし、初めての大学生活で教員と一緒に考えたり教わったりしながら、仲間と学びあう楽しさを実感させている。【資料3-2-⑤-5】

3) 「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」の充実

平成29(2017)年4月より、4年間の大学生活の中で社会人基礎力を獲得していくためのプログラムを、系統的に配置し実施している。社会人基礎力は、前に踏み出す力(アクション)、考え抜く力(シンキング)、チームで働く力(チームワーク)の3つの能力である。前に踏み出す力には「主体性」「働きかけ力」「実行力」、考え抜く力には「課題発見力」「計画力」「創造力」、チームで働く力には、「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「状況把握力」「規律性」「ストレスコントロール力」の合計12の能力要素が含まれている。看護学部のキャリア教育科目として「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」を設置し、講義・グループワーク演習を通して、学生が協力し合いながら、地域(滋賀県・彦根市)と自身とのつながりを考え、社会人基礎力を育成している。また、先輩・地域で働く専門職・職能団体の

活動に触れる機会や、学会に参加する機会を設けることによって、専門職をめざす学生自身の現在・未来のキャリアやそれを達成するための課題について考え、自己研鑽を継続することの意義を学ぶ科目となっている。【資料 3-2-⑤-6】

大学院

看護学研究科の入学生は、大半が看護実践現場で管理職やスタッフ等である社会人で、地域社会で現役として活躍している。そのような学生の学修意欲を高めるため、担当教員は、一方通行の授業ではなく、ゼミ形式を採用しており、ディスカッションやフィールドワーク等を取り入れ、学生の意見を尊重しながら、現場の看護学的課題を表現しやすい環境を整えている。また、研究のデザイン発表会、中間発表会、公開発表会とプレゼンテーションする機会があり、同時に他者の発表を聞く機会も設けている。授業は夜間（6・7 限）及び土曜日開講が中心となっており、社会人が受講しやすい環境を整えている。

また、担当領域の複数の教員の指導を受けることができ、学生が課題とする領域の専門家を招く特別講義やオムニバス形式により、広い視野で議論できる授業を導入している。

さらに、教員及び学生も対象とした大学院 FD 研修を年 1 回開催し、教育研究を充実させている。【資料 3-2-⑤-7】

別科

別科に在学する学生は、看護系大学卒業生と看護専門学校卒業生、臨地看護経験者と未経験者、社会人経験者と未経験者など、看護教育課程の違い、看護経験や社会人経験の有無の違いがある。そのため、入学当初よりグループワークを多く実施し、こういったそれぞれの経験を融合し、学びを深めている。

助産診断・技術学の授業・演習・試験においては、特に具体的助産過程の展開をイメージしやすいよう模擬妊産婦役との関わりを体験するシミュレーション、ロールプレイングなどのアクティブ・ラーニング教育や OSCE（客観的臨床能力試験）による実習前評価などを積極的に取り入れている。

また、臨地実習においては、臨地指導者とともに教員が一人ひとりの学生に寄り添い、理解度及び到達度の確認及び指導を行い、きめ細やかな教育を行っている。

【資料 3-2-⑤-1】 2021 年度人間学部シラバス

(p1-4：アカデミックライティング A/B)

【資料 3-2-⑤-2】 Grow-up Week の計画表・分担表

【資料 3-2-⑤-3】 Grow-up Week 記録

【資料 3-2-⑤-4】 担任一覧表

【資料 3-2-⑤-5】 シラバス「フレッシュゼミ」

【資料 3-2-⑤-6】 シラバス「キャリア教育 I～IV」

【資料 3-2-⑤-7】 大学院 FD 研修

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も継続的に教育目的に基づいたカリキュラム・ポリシーの策定及び周知に努めると

ともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したうえでカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施していく。

看護学部及び別科助産専攻では、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の改正に伴い、令和 4(2022)年度入学生から適用されるカリキュラムの体系を見直した。看護学部では、建学の精神から再度ディプロマ・ポリシーを見直し、さらにカリキュラム・ポリシーに落とし込み、学年別の目標設定を行ったうえで、新カリキュラムを作成した。今後、これらのカリキュラム体系が適正なもので、厳正に適用されることを教務委員会等で精査していく。

全学横断的な教養教育の充実に向けた取り組みとして、防災論、近江での SDGs の実践をはじめとした全学共通の新設科目設置に向けすすめる。

引き続き、シラバスチェックでシラバスの客観性を担保し、シラバスに沿った授業を展開する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学での学修成果として、1) 成績評価、2) 授業評価アンケート、3) PROG テスト、4) ディプロマ・サプリメント、5) 資格取得状況、6) 就職・進路状況、7) 学生調査・卒業生アンケートがある。これらによって三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価をしている。

1) 成績評価

人間学部・看護学部、別科助産専攻の各学科等が提供する全ての科目において、シラバス（授業計画）に授業のねらいや到達目標、授業計画、成績評価の方法・基準（割合）を明記している。シラバスは初回の授業の際、学生に周知したうえで授業を展開している。成績評価の方法・基準により、前期、後期ごとに科目担当教員が評価を行っている。【資料 3-3-①-1】成績評価の通知は、学部生には AA システムでの通知のほか、郵送で保護者宛の通知も行っている。大学院生、別科生においては、本人宛の通知のみ行っている。

出欠状況については、全科目担当教員が学生の履修科目について出欠確認を行っている。また、学期最初の一ヶ月時点で教務課より科目担当教員に出欠状況調査を実施している。

また、「GPA 制度」を活用し、個々の学生の学修指導や履修指導に利用するほか、卒業要件にも、累積 GPA の一定の基準を取り入れ厳格な成績評価と学生の学修支援に役立

ている。【資料 3-3-①-2】

2) 授業評価アンケート

年二回、学期末に授業評価アンケートを行っている。授業評価アンケートでは、学生の授業への姿勢と、授業内容、授業環境について問う項目を設けており、各学期で学生が受講した授業にどれだけ関心を持って取り組めたか、授業の内容の理解度等、教育目的の達成状況を自己分析できるアンケートとなっている。また、その結果を踏まえ、教員側も学生の学修状況や理解度の把握、教授方法の見直しなどを行っている。【資料 3-3-①-3】～【資料 3-3-①-5】

3) PROG テスト

学生個々のリテラシーとコンピテンシーの伸長を把握するために、河合塾とリアセック社が共同開発した PROG テストを導入し、学生の学修成果の状況把握を適切に行っている。【資料 3-3-①-6】結果は、学生に返却してキャリア形成のための自己分析を促す他、校内での学生の状況把握に役立てている。人間学部では毎年度末に実施し、到達度を明らかにし、それを基にゼミ担当教員との個人面談によって学修の振り返りや進捗管理を行っている。看護学部では、より看護学に特化した PROG-N テストを 1 年次と 3 年次に実施し、現在の自分の能力を知るとともに、過去の結果と比較することもできる。

4) ディプロマ・サプリメント

ディプロマ・サプリメントでは、授業科目に関連付けたディプロマ・ポリシーと学生が修得した授業科目の成績（GP）からディプロマ・ポリシーの達成度を可視化し、項目毎にレーダーチャートに示すことで、学生はその達成度を確認することができる。

令和 2(2020)年度から卒業時の学修成果の客観的な可視化ツールとしてディプロマ・サプリメントを作成し、卒業時に学生へ交付している。1 年次と 3 年次のアセスメント（PROG テスト）結果の比較も示している。【資料 3-3-①-7】

5) 資格取得状況

看護学部においては、低学年から看護師・保健師の国家試験受験資格を取得できる教育課程を編成しており、その試験の合格をもって教育目的の達成状況の指標の一つとしている。国家試験対策委員会のもとに国家試験対策講座を開催し、年 7 回にわたり模擬試験を実施している。模擬試験の結果から学生の得点表を作成し、成績が低迷する国試強化対象者を選抜し、強化対策講座を実施している。また、領域ごとに学生を少人数に割振り、学習到達度を確認するとともに、ボーダーラインの学生に対しては、個別面談による学習指導、必要に応じて生活指導を行っている。今年度の国家試験合格率は、看護師 96.7%、保健師 96.4%、助産師 100%である。

別科助産専攻においては、受胎調節実地指導員（リプロヘルスサポーター）の申請資格を満たすよう授業を編成しており、実技を含む試験合格をもって申請資格を認定している。新生児蘇生法（NCPR）については、本学学生に向けた講習会を開催している。講

習会に当たっては事前学習を促し、当日は周到なシミュレーションを実施することにより、これまで全員が試験に合格している。助産師国家試験については、受験資格となる単位および教育内容を編成し、国家試験合格に至っている。【資料 3-3-①-8】

その他本学では、資格取得を推奨しており、あらかじめ定めている資格を取得すると図書カードでの助成等も行っている。【資料 3-3-①-9】

6) 就職・進学状況

学部生・研究生の進路先の状況については、【資料 3-3-①-10】のとおりである。また、ホームページ上にも公開している。【資料 3-3-①-11】

別科助産専攻（1 年課程）においては、入学時に就職についての希望や奨学生か否かの状況を確認し、未定の学生については就職情報支援を行い、ほぼ 9 月までに就職内定している。

看護学研究科の修了生の中には、ここでの学びを生かし、教員となる進路を選択する修了生もいる。（令和 2(2020)年度の修了生では 2 名）

7) 学生調査及び卒業生アンケート等

IR 室では、全学年対象に学生調査を 1 回/年行っている。調査内容はディプロマ・ポリシーの達成状況の評価、学習や睡眠、アルバイトにかかる時間、学生生活の満足度を把握している。卒業生、就業先に対してもアンケート調査を 1 回/年実施している。調査内容は、ディプロマ・ポリシーに沿った「本学の学びの評価」及び、卒業生・就職先の視点からの「大学に求めること」としている。【3-3-①-12】

【資料 3-3-①-1】 2021 年度シラバス

【資料 3-3-①-2】 GPA 制度活用

【資料 3-3-①-3】 授業評価アンケート(学部用様式)

【資料 3-3-①-4】 授業評価結果報告書

【資料 3-3-①-5】 授業評価アンケート結果(研究科)

【資料 3-3-①-6】 PROG テスト結果一覧

【資料 3-3-①-7】 ディプロマ・サプリメント

【資料 3-3-①-8】 国家資格取得状況

【資料 3-3-①-9】 資格取得状況

【資料 3-3-①-10】 就職状況(データ編)

【資料 3-3-①-11】 就職・進学率

【資料 3-3-①-12】 学生調査・卒業生アンケート結果

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

人間学部・看護学部では、毎年 2 回前期・後期末に、すべての開講科目において授業評価アンケートを実施している。令和 2(2020)年度前期より、全学 FD 委員会が中心となり、授業改善にさらに役立つよう各学部の授業評価アンケート比較対象値を学年別専門科目と

教養科目の平均値に細分化し、より実態に近い数値と比較しやすい表示に改善した。【資料 3-3-②-1】アンケート結果は、全科目担当教員にフィードバックするとともに、各教員には評価結果に対する報告書の提出を求め、授業内容や教育方法の改善に役立てている。

【資料 3-3-②-2】

別科助産専攻では、全ての開講科目について授業評価アンケートを実施し、各科目担当教員にフィードバックし、教育方法の改善に役立てている。また、修了認定後に、学修で困難であったことや意見など、率直な考えを確認するアンケートや個人面談を設け、次年度の改善に反映させている。

学生による授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況を把握している。その評価を科目担当教員に個別にフィードバックし、さらに各教員からは授業評価結果報告書の提出を求めることにより授業改善に活かしている。

【資料 3-3-②-1】 授業評価アンケート（学部用様式）

【資料 3-3-②-2】 授業評価結果報告書

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立するために、可視化された学修成果から、学習者本人や教職員、大学全体での分析と評価を行い、本学の教育の良さや課題を明確にして教育改善に繋げる。

継続して授業評価アンケートを実施していくとともに、今年度制度化したティーチング・ポートフォリオの作成実施により、自己省察を基に授業評価アンケート結果も効果的に活用し、各教員の教育改善の一助としていく。授業評価アンケートに対する教員の報告書について、ディプロマ・ポリシーに沿った教育を行えたかを振り返り、記載出来る欄を設け、教員個人のディプロマ・ポリシーへの意識づけも強化する。

今年度実施の卒業後アンケート調査の結果を基に、評価につなげるシステムを構築していく。

また、PROG テストの結果やディプロマ・サプリメントについて、より効果的な活用法を模索し、検証を行う。

【基準 3 の自己評価】

建学の精神、教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを策定・学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーと一貫性を持つカリキュラム・ポリシーを策定し、それに基づいて体系的な教育課程を編成している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級・卒業認定基準等を定め、厳正に適用している。シラバスチェックを行い、担当教員と複数の教職員で確認するシステムを構築し、シラバスを適切に整備する仕組みをもっている。教授方法の改善については主に FD 委員会を中心に教員の授業参観や学生の授業評価アンケートを主体として取り組んでいる。

教授方法については、授業評価アンケートの結果や各科目の特性を踏まえ、教育効果が高まるように工夫をしている。学修成果の点検については、授業評価アンケートや「卒業時調査」および就職先への「卒業生アンケート」を中心に行っている。以上のことから、

基準 3 を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

聖泉大学学則第 11 条および聖泉大学大学院学則第 10 条に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と定められているとおり、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することを明らかにし、大学の意思決定は全て学長のリーダーシップの下で遂行されている。

また、学長の業務執行を補佐するため、同学則第 12 条第 1 項には、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を行う。」と定め、学長を補佐する副学長としての位置づけが明確にされている。さらに、学長のリーダーシップが適切に発揮されるための補佐体制として、学長、副学長、学部長、法人事務局長、事務部長から構成される聖泉大学幹部会議を設置し、大学の意思決定を迅速にかつ機動的に行えるようにしている。加えて、両学部の教授会、教育研究評議会、IR 室を設置し、大学の意思決定を図る教学マネジメント体制が確立されている。

【資料 4-1-①-1】 聖泉大学学則

【資料 4-1-①-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 4-1-①-3】 聖泉大学幹部会議規程

【資料 4-1-①-4】 聖泉大学教授会規程

【資料 4-1-①-5】 聖泉大学教育研究評議会規程

【資料 4-1-①-6】 聖泉大学 IR 室規程

【資料 4-1-①-7】 聖泉大学運営組織図

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長の適切なリーダーシップの発揮を補佐するとともに、権限の適切な分散と責任の明確化を目的とし、副学長を置いている。聖泉大学副学長等選考規程第 2 条に、副学長等の選考は学長が行い、理事長に対してその者の任命を申請することと定めている。所管分野に係る全学共通委員会の委員長として、学長からの指示が機動的かつ効率的に副学長を通じて委員会に伝わる体制となっている。また、他の全学共通委員会の委員長においても、学長が任命することで、学長のリーダーシップを発揮できる体制としている。

また、学長が決定を行うにあたって教授会の意見を聴く必要がある事項は、予め「学長

が定める大学の教育研究に関する重要事項」として示している。

- 【資料 4-1-②-1】 令和 3(2021)年度全学委員会等分担表
- 【資料 4-1-②-2】 聖泉大学副学長等選考規程
- 【資料 4-1-②-3】 聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程
- 【資料 4-1-②-4】 聖泉大学個人情報保護委員会規程
- 【資料 4-1-②-5】 聖泉大学研究倫理委員会規程
- 【資料 4-1-②-6】 聖泉大学人を対象とする研究倫理委員会規程
- 【資料 4-1-②-7】 聖泉大学広報委員会規程
- 【資料 4-1-②-8】 聖泉大学入試委員会規程
- 【資料 4-1-②-9】 聖泉大学ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 4-1-②-10】 聖泉大学感染症対策委員会規程
- 【資料 4-1-②-11】 聖泉大学 FD 委員会規程
- 【資料 4-1-②-12】 聖泉大学教務委員会規程
- 【資料 4-1-②-13】 聖泉大学学生委員会規程
- 【資料 4-1-②-14】 学長が定める大学の教育研究に関する重要事項

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「学校法人聖泉学園組織規程」第 2 条により、法人事務局をおき、法人事務局に総務課を置くこと、企画調査室を置くことができると定めている。「学校法人聖泉学園組織規程」第 3 条において、大学事務部を置き、大学事務部に教務課、入試広報課、学生課、図書館、情報センター、地域連携交流センターを置くことと定めている。それぞれの組織の業務分掌は、「聖泉大学事務部業務細則」の別表にて定めている。「学校法人聖泉学園組織規程」第 4 条により、法人事務局に事務局長を置き、理事長の命を受け、事務局の業務を統括することを定め、第 5 条において、事務部に事務部長を置き、学長の命を受け、事務部の業務を統括すると定め、権限と責任を明確にしている。

教学に関わる委員会等の組織には、事務の担当部署が配置されており、教職協働となった教学マネジメントの遂行する体制を整えている。また、教育目的を達成するための附属施設にも、事務職員を適切に配置している。

- 【資料 4-1-③-1】 学校法人聖泉学園組織規程
- 【資料 4-1-③-2】 聖泉大学事務部業務細則
- 【資料 4-1-③-3】 令和 3(2021)年度全学委員会等分担表

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定を学長のリーダーシップの下で遂行されるために、副学長、幹部会議、教授会、教育研究評議会、IR 室を置き、教学マネジメント体制が確立されている。また、教学マネジメントが効果的に機能するように、職員も適切に配置している。今後も社会の変化に対応しつつ、使命・目的の達成に向けた大学改革を推進する。

様々な課題に対して、学長の定める方針を基に全学的に取り組める体制づくりのために、

学長の補佐体制としておかれている幹部会議についての役割をより強化していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしていない。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

各学部・学科及び大学院研究科の教育目的及び教育課程に即した教員について、「大学設置基準」及び「大学院設置基準」に基づき、【資料 4-2-①-1】のとおり配置している。

この内、学部・学科における教員数については、専任教員数は大学設置基準に定められた教員数を満たしているものの、教授数については、前年度での退職者の補充ができておらず、全体で2名不足しているため、適任者の採用又は昇任による補充を行っていく予定である。

また、看護学部及び別科助産専攻における、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」で求められる専任教員数については、【資料 4-2-①-1】のとおり満たしている。

教員の採用及び昇任については、「聖泉大学教育職員人事規程」、「聖泉大学教育職員資格審査規程」、「教員の採用および資格審査に関わる申し合わせ事項（人間学部）」、「昇任（採用）に関する申し合わせ事項（看護学部）」に基づいて行っている。【資料 4-2-①-2】～【資料 4-2-①-5】

教員の採用・昇任の発議は、学長又は学部長が行う。学長は発議のあった人事案件について学部長及び法人事務局長と協議し、必要と認めた案件について、理事長に具申する。学長は当該案件の取扱いについて理事長と協議の上、学部教授会に附託する。学部長は附託された人事案件については原則として公募とし、学部の資格審査委員会を経て学部教授会で審議した結果を聖泉大学教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）に報告する。学長は、選考委員会の審議を経て採用・昇任を決定し、その結果を理事長に報告する。理事長は、選考された採用等の人事を理事会に報告する。

なお、大学院授業担当教員の選考は、「聖泉大学大学院看護学研究科教員の選考に関する申し合わせ事項」に基づき、研究科教授会の審議を経て学長が決定する。【資料 4-2-①-6】

教員評価については、「聖泉大学の教員個人評価に関する規程」に基づき、教員個人の教育・研究等の諸活動について自己点検・評価を実施することにより、教員の自己改善・改革に役立てるとともに、本学の教育・研究等の質の向上を目指すことを目的として毎年継続して実施している。

各教員は、「教育面」、「研究面」、「地域・社会貢献面」、「管理運営面」の4領域の活動状況について「自己評価票」を作成し学部長に提出することとしており、学長、副学長、学部長等で構成する「全学教員評価委員会」において、自己評価票及び授業評価アンケートの結果と合わせて評価を実施している。学長は、極めて高い評価を受けた教員又は活動が

特に十分でないと評価された教員に対しては、顕彰又は指導・助言等を行っており、被評価者へのフィードバックが図られる仕組みを整えている。なお、極めて評価の高い教員に対しては、賞与を増額し、処遇に反映させている。

【資料 4-2-①-1】 教員配置数表

【資料 4-2-①-2】 聖泉大学教育職員人事規程

【資料 4-2-①-3】 聖泉大学教育職員資格審査規程

【資料 4-2-①-4】 教員の採用および資格審査に関わる申し合わせ事項（人間学部）

【資料 4-2-①-5】 昇任（採用）に関する申し合わせ事項（看護学部）

【資料 4-2-①-6】 聖泉大学大学院看護学研究科教員の選考に関する申し合わせ事項

【資料 4-2-①-7】 聖泉大学の教員個人評価に関する規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質向上や教育内容・方法等の改善を図るため、全学 FD 委員会、学部 FD 委員会を中心となって FD 活動を推進している。

全学 FD 委員会では、Web 上で学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は教員にフィードバックし、さらに各教員からは授業評価結果報告書の提出を求めることにより、授業改善に活かしている。また、毎年、外部講師を招いた FD・SD 研修会を年 1 回程度開催しており、令和 3(2021)年度は「ティーチング・ポートフォリオとは？ー導入と活用のポイントー」をテーマに、「びわ湖東北部地域連携協議会」の連携機関にも公開する研修会を予定している。教員自身が自らの教育活動を振り返り、教育改善を行うための手法としてティーチング・ポートフォリオ制度の導入を検討する中で、ティーチング・ポートフォリオの概要の説明を聞き、実際に研修内で作成も経験する機会を設けることで、受講する教員にもティーチング・ポートフォリオに対する理解を深める機会となるよう計画している。また、3 月には、障がいのある学生への対応、合理的配慮等をテーマとした研修会を開催し、多様化する学生への学修支援等共通理解を図る。【資料 4-2-②-1】

学部 FD 委員会では、教育の質の向上のため学習会の実施、学部講師を招いた FD 研修会の開催や公開授業として教員相互に参観授業を行うことにより教育方法の改善に資する取組を行っている。【資料 4-2-②-2】

さらに、前述のびわ湖東北部地域連携協議会での他大学の FD 研修にも相互に参加することで、幅広いテーマでの研修の受講が可能となっている。

看護学研究科においても、大学院生も対象とした FD 研修会を実施している。

【資料 4-2-②-1】 2021 年度 FD・SD 研修会チラシ

【資料 4-2-②-2】 2021 年度看護学部 FD 研修会チラシ

【資料 4-2-②-3】 2021 年度看護学研究科 FD 研修会チラシ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の確保については、「大学設置基準」、「大学院設置基

準」及び「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の遵守に努めている。しかしながら、学士課程において、大学設置基準に定める教授数が2名不足しているところであり、早急に補充人事を進める。

FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発については、今後もFD研修会や授業の相互参観等を計画的に実施し、教員の資質・能力の向上と授業改善の更なる充実を図る。今年度より導入したティーチング・ポートフォリオの効果的な運用に努め、教育改善に取り組んでいく。

授業評価アンケートの結果報告書の記載内容に、ディプロマ・ポリシーに沿った教育が行えたかを問う欄を設け、各科目においても、ディプロマ・ポリシーで定めた能力の育成について意識づけを強化する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

毎年度当初、法人事務局長から教職員全員参加による全学集会において本学の経営状況について説明を行い、全教職員が本学の置かれている状況を把握することとしている。

監事（経営コンサルタント）を講師とした研修では、教職員が部門部署を超え、大学の強みと弱みの分析・行動計画を実行するワークショップ型で実施している。

また、「びわ湖東北部地域連携協議会」の構成大学として、大学の垣根を越えて共同でFD・SD研修を実施する試みに参加している。これまでプラットフォーム事業として開催されたFD・SD研修に教職員を参加させている。

さらに、事務職員の新規採用者を対象とした初任者研修として「内閣府認証特定非営利活動法人学生文化創造」が開催する研修や職員の業務に関し、「公益社団法人私学経営研究会」が開催するセミナーにも積極的に参加させ、職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

また、職員の人事評価は、事務職員の職務遂行状況についての自律的かつ定期的な評価を目的に定められた「学校法人聖泉学園事務職員評価規程」を基に、毎年度行っている。評価の実施は、事務局長が定める期間に、本人と所属長によって評価表を用いて行う。評価結果は、職員の職位の任用ならびに異動などの人事管理に活用される。【資料4-3-①-4】

【資料4-3-①-1】 SD(Staff Development)の取組表

【資料4-3-①-2】 びわ湖東北部地域連携プラットフォーム事業 成果報告書（抜粋）

【資料4-3-①-3】 FD・SD研修 かけがえのない大学になろう 案内チラシ

【資料4-3-①-4】 学校法人聖泉学園事務職員評価規程

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

時代の変化に伴い職員に求められる役割や能力も変化しているため、体系的な研修制度を構築し、学園の組織力を向上させる必要がある。また、全体にモチベーションを高める研修や職員一人ひとりが今の業務を改善しながらも新しいことを考え実行できるよう、スキル強化を行うことも重要である。

このため、厳しい社会環境を生き残るために必要な能力や専門性を明確にし、その達成に向けた研修プログラムの作成を行うとともに、ジョブローテーションにより複数の業務経験や各種プロジェクトチームへの参画などによって、能力の向上を目指す。さらに、びわ湖東北部地域連携協議会等、大学間連携による研修を活用し、さらなる、職員の資質・能力向上を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

各専任教員（教授から講師）は個室、助教、助手は 3 人程度の共同研究室をパーテーションで区切るなどの工夫をして各自が研究活動に集中できる環境を整えている。【資料 4-4-①-1】全教員（助手含む）に PC、統計ソフト（SPSS）、インクジェットプリンターを支給している。資料作成室には大型印刷機や高速レーザープリンターなども配置しており、研究の遂行には支障がない。さらに、講師以上は裁量労働制を採用、助教以上は勤務場所を離れて研修することを認めている（1 回/週）。

専任教員に対しては個人研究費を支給し、さらに学長裁量経費による研究助成によって、教員の研究活動を支援している。また看護学部では、研究促進委員会主催の科研申請に関する研修会を 1 回/年行っており、研究に取り組むには十分な環境である。

施設面では、人間学部において臨床心理実習室、心理実験室、行動観察室といった部屋を設置しており、教員および学生が研究活動に取り組むことができる施設を備えている。

大学院生に対して研究室を整備し、個人用 PC 及びレーザープリンター（部屋ごと）、統計ソフト SPSS、オンライン文献検索システム（医学中央雑誌・PubMed・CINAHL）、ネットワークを配備している。大学院生を支援するため院生に対して研究費補助（1 万円）、学会参加費（1 万円）を補助している。

別科においては、教員間のスケジュールを随時確認・調整し、それぞれの研究活動や研究倫理研修に参加できるよう確認・調整を行っている。また、教員それぞれが学内学術委員、県内学会の編集委員となっており、役割を通じて研究にまつわる動向などの知識をアップデートできる環境にある。さらに毎年、別科助産専攻から学会発表・論文投稿を行うことを目指し、実践している。

また、教員の研究を促進する組織として、看護学部では「研究促進委員会」、人間学部では「紀要委員会」を置いている。看護学部の研究促進委員会では、学長裁量経費による研究を統括し（公募、審査の依頼、決定通知、報告書作成依頼、発表会の設定等）、研究成果の学術雑誌への投稿を促進するなど教員の研究を支援している。また、一年に一度、看護学部では「聖泉看護研究」、人間学部では「聖泉論叢」をまとめ、ホームページに公開している。【資料 4-4-①-2】～【資料 4-4-①-4】

【資料 4-4-①-1】 2021 年度 研究室配置図

【資料 4-4-①-2】 聖泉看護学研究

https://www.seisen.ac.jp/gakubu/kango/kango_kenkyu

【資料 4-4-①-3】 聖泉論叢

https://www.seisen.ac.jp/gakubu/ningen/lib_journal_seisenronsou

【資料 4-4-①-4】 学長裁量経費採択状況

【資料 4-4-①-5】 科研費等獲得状況

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学における研究者の在り方を明確にするため、「聖泉大学における学術研究に関する行動規範」を定め、学内専用サイトやホームページにて公表し、学内外に周知している。

【資料 4-4-②-1】

研究活動の不正を防止するため、「聖泉大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」を定め、学内専用サイトやホームページにて公表し、学内外に周知している。【資料 4-4-②-2】

研究倫理教育については、「聖泉大学研究倫理規程」において、定期的な倫理教育の実施と研究者の倫理教育の受講義務を定めており、「一般財団法人公正研究推進協会」が提供している「APRIN e ラーニング」プログラムを全教員に受講させている。なお、当該プログラムについては、大学院生にも毎年の受講を義務付けている。【資料 4-4-②-3】

また、人を対象とする研究については、「聖泉大学 人を対象とする研究倫理委員会規程」に基づき、研究倫理委員長（副学長）、各学部選出教員及び人権又は医療に識見を有する学識経験者（外部有識者を含む。）により構成される同委員会において、人を対象とした研究等に関する倫理的及び社会的観点から倫理審査を行い、学長に上申している。【資料 4-4-②-4】

【資料 4-4-②-1】 聖泉大学における学術研究に関する行動規範

【資料 4-4-②-2】 聖泉大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程

【資料 4-4-②-3】 聖泉大学研究倫理規程

【資料 4-4-②-4】 聖泉大学 人を対象とする研究倫理委員会規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の教育研究の成果を高めることを目的に、個人研究費・学長裁量経費を配分している。個人研究費は各教員の研究テーマに基づく研究を支援すると同時に、日常的な研究活

動を支援するためのものである。学長裁量経費は、学長が特にその必要性和意義を認めた研究に対して助成を行い、終了時に成果物を学長に提出している。【資料 4-4-③-1】【資料 4-4-③-2】

大学院、学部生に対しては、学会参加助成を行うなどの研究活動を支援している。【資料 4-4-③-3】

共同研究の依頼や助成金情報については、事務から各教員に配信し、周知している。

【資料 4-4-③-1】 聖泉大学個人研究費取扱要領

【資料 4-4-③-2】 聖泉大学学長裁量経費応募要領

【資料 4-4-③-3】 聖泉大学における学会参加等に対する助成に関する要領

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も倫理教育や不正防止に係る啓発等の充実に努め、研究倫理及びコンプライアンス意識の向上に努めていく。

研究に関する規程の整備（研究費に関する規程、共同研究）の他、受託研究・共同研究・科研費獲得のための促進や支援の仕組みづくり等、研究支援に関する全学的で組織的な体制を整える。

【基準 4 の自己評価】

本学の教学マネジメントは、学長のリーダーシップを支えるための補佐体制を整え、教職員の適切な配置によって構築されている。学部の各種委員会からの提案などをくみ上げる仕組みも整っており、大学の意思決定は、学長のリーダーシップの下で行われている。

教職員の FD・SD についても、学内の課題に対して適切に企画・運営されており、教職員の資質向上に役立っていると考ええる。また、今年度よりティーチング・ポートフォリオ導入を検討しており、教員の自己分析、資質・能力の向上を図っている。

教員の研究に対しては、研究環境の整備や、科研費採択に向けての学習会等も企画しており、研究支援を行っている。また、研究倫理に関する規程や行動規範を定め、周知することによって、不正防止に努めている。

以上のことから、基準 4 は満たしていると判断する。

しかし、大学設置基準に定める教授数に対して不足していること、研究活動支援に対する明確な組織の役割分担ができていないことが課題となっているため、早急に対応する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人聖泉学園は、「学校法人聖泉学園寄附行為」の第 3 条で、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。第 6 条で理事の選任、第 7 条で監事の選任、第 11 条で理事長の職務、第 14 条で監事の職務、第 15 条で理事会、第 18 条で評議員会を定めている。また、寄附行為の施行についての細則等の法人の設置する学校の管理及び運営に関して必要な事項は、寄附行為施行細則を定めている。理事会及び評議員会は適切に運営されている。【資料 5-1-①-1】【資料 5-1-①-2】

さらに、組織の倫理・規律については、「学校法人聖泉学園就業規則」の第 2 条に「職員は、この規則および学園の諸規程を守り、教育目的の達成に努めなければならない。」とあり、第 3 条に「職員は学校創立の目的を深く理解し、常に職務を研究し、明朗にして澁澗たる気風をもってその職務に専念しなければならない。」と明確に定めている。これにより、法令を遵守し、私立学校としての公共性の高い教育機関として社会の要請に応える経営を誠実に行っている。【資料 5-1-①-3】

また、公益通報に関しては、「学校法人聖泉学園公益通報者保護規程」を定め、法令、寄附行為及び本学園の諸規程に違反する行為、又はそのおそれがある行為が現に生じている、若しくはまさに生じようとしている場合において、早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備している。【資料 5-1-①-4】

さらに、寄附行為をはじめとする本学園諸規程及び聖泉大学学則をはじめとする学内諸規程は、教職員の情報共有のため、教職員情報フォルダーに掲載して、全教職員に公開している。

【資料 5-1-①-1】 学校法人聖泉学園寄付行為

【資料 5-1-①-2】 学校法人聖泉学園寄付行為施行細則

【資料 5-1-①-3】 学校法人聖泉学園就業規則

【資料 5-1-①-4】 学校法人聖泉学園公益通報者保護規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人聖泉学園は、寄附行為第 15 条に基づき理事会を設置し、学園の最高決議機関として、中期計画、予算、事業計画及び事業報告書、寄附行為変更等の重要事項を審議し、確実な業務の遂行と目的の実現に向け継続的に努力している。また、寄附行為第 18 条に基

づく評議員会を置き、同第 20 条に定める事項を審議し、理事会の諮問機関として役割を適切に果たしている。【資料 5-1-②-1】

「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画（平成 31(2019)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日）」を策定し、私立大学をめぐる厳しい環境を乗り越える努力している。毎年、中期計画の実施状況の点検を行い、各部署で次年度の年度計画を立てている。また年度計画の進捗管理表を作成し、進捗状況の確認等を行うなどの取り組みを通し、使命・目的の実現に向けての継続的な努力を行っている。【資料 5-1-②-2】

【資料 5-1-②-1】 学校法人聖泉大学寄付行為

【資料 5-1-②-2】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全

本学では、快適な環境を提供するため、キャンパス内の清掃、樹木の剪定を定期的に行っている。また、省エネルギー策として、クールビズの実施や節電に取り組んでおり、ポスター等の掲示や学内メール等での発信により、周知徹底している。【資料 5-1-③-1】

2) 人権への配慮

人権への配慮に関しては、「聖泉大学ハラスメント防止に関する規程」を定めており、キャンパス・ハラスメントの防止のための啓発活動として、毎年研修会を実施している。また、ハラスメントの事案が生じた場合の対策として、相談員を置き、常時学生や教職員からの相談に対応できる体制を整えている。学生に対しては、ホームページ及び学生便覧を通じて多様なハラスメントに対する注意喚起している。【資料 5-1-③-2】～【資料 5-1-③-5】

個人情報保護に関しては、「聖泉大学個人情報の保護に関する規程」を定め、全学に個人情報保護の周知徹底を図り、適正な取扱いをするよう努めている。学生に対しては、「学生便覧」に「個人情報の利用について」を明記し周知している。【資料 5-1-③-6】【資料 5-1-③-7】

研究倫理については、人を直接対象とした研究のうち倫理上の問題が生じるおそれのある研究及び医療行為に対して、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理指針に基づき、「人を対象とする研究倫理委員会」を設置し、研究実施計画の適否を審査している。【資料 5-1-③-8】

3) 安全への配慮

建物の安全性については、本学の校舎は昭和 59(1984)年以降に竣工され、すべての建築物に耐震対策がなされており、耐震基準を満たしている。危機管理全般については、「聖泉大学危機管理規程」を定め、本学において発生又は発生することが予想される災害、事件、事故等の様々な危機事象に迅速かつ的確に対処できるように危機管理体制を整備し、本学の学生及び教職員の安全確保に努めている。【資料 5-1-③-9】

また、不測の事態に迅速に対応するため「緊急連絡網」を整備し、緊急事態発生時の円滑な情報伝達を定めている。

インフルエンザやハシカ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような感染症の

危機管理体制については、「聖泉大学感染症対策委員会規程」【資料 5-1-③-10】を定め、保健室が中心となり、速やかに対応している。また、何らかの要因で心室細動などによる心停止になった場合に対処するために自動体外式除細動器（AED）を大学校舎玄関前に設置し、緊急時に備えている。

学生、教職員が一体となって防災訓練（令和元（2019）年 11 月 26 日）を実施し、不測の事態に備えている。【資料 5-1-③-11】

日常の警備は、警備会社に委託しており、事故等の際の通報連絡も請負契約により対応できるよう体制を整備している。

【資料 5-1-③-1】 節電等の行動計画

【資料 5-1-③-2】 学生便覧 p40 p45

【資料 5-1-③-3】 聖泉大学ハラスメント防止に関する規程

【資料 5-1-③-4】 聖泉大学ハラスメント研修会

【資料 5-1-③-5】 聖泉大学ハラスメント防止委員会規程

【資料 5-1-③-6】 聖泉大学個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-③-7】 学生便覧 p35

【資料 5-1-③-8】 人を対象とする研究倫理委員会規程

【資料 5-1-③-9】 聖泉大学危機管理規程

【資料 5-1-③-10】 聖泉大学感染症対策委員会規程

【資料 5-1-③-11】 避難経路図

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人として社会的使命を果たすべく、経営の規律と誠実性は保持していくが、18 歳人口が減少していく中、今後は社会ニーズを迅速に捉え、取り組むべき課題については、柔軟に対応していくとともに、環境保全、人権、安全への配慮については常に検証し、規則の見直しや情報公開の工夫・拡充していくことにより、社会からの信頼される大学となるよう努める。

緊急事態マニュアルの整備や防災訓練等を行い、日頃からの有事の備えができる体制を整える。また、有事の際の学生の安否情報の把握ができるよう、体制を整える必要がある。

また、環境保全や人権に対しては、本学で推進している SDGs に関連させて、学生と教職員の協働での全学的な取り組みを増やしていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人聖泉学園の管理運営は、寄附行為第 15 条の規定により理事会が行っている。理

事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。また、理事長は、寄附行為第 11 条で法人を代表し、業務を総理する。

理事会の定数は、寄附行為第 5 条に 8 人と定められており、学長 1 人、評議員から 3 人、学識経験者から 4 人で構成される。理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により理事長を選任する。理事長の職を解任するときも、同様としている。

理事会は、「理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができない。」と規定されており、議決権の行使については、「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。」とされている。【資料 5-2-①-1】
【資料 5-2-①-2】

このように理事会は、学園の最高決議機関として、中期計画、予算、決算、事業計画、寄附行為変更、学則変更等の重要事項に関する審議を行い、適切に運営されている。

理事、監事及び評議員の構成・役割は適正であり、戦略的に意思決定できる体制は整っており、適切に機能している。

【資料 5-2-①-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 5-2-①-2】 令和 2(2020)年度理事会・評議員会の開催状況

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立大学を取り巻く環境は大きく変化しており、戦略的な意思決定には、最高決議機関である理事会の役割は極めて重要なものとなっている。

今後の理事会は、決定機関としての機能だけでなく、中長期的な視野に立ち、持続可能な経営を推進する機能も重要となってくる。各理事の役割を明確にすることで、社会情勢の変化に対応できる法人運営体制の構築を図っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学運営を円滑に実施していくには、法人と大学（教学）は両輪であり、常に連携を適切に行うため、教学部門の学長が理事として理事会に出席し、本法人の意思決定に教学部門の意見は反映される体制を構築している。また、理事会の運営方針は、本学教育研究評議会をとおして、教学部門に伝えられる仕組みとなっており、教育研究評議会には法人事務局長が構成員として参画している。【資料 5-3-①-1】

さらに、聖泉大学幹部会議を設置し、大学の将来計画、教育研究組織の再編等の基本方針などについて、迅速に取り組む体制を構築している。【資料 5-3-①-2】

法人及び大学（教学）の各管理運営機関並びに各部門間の教学コミュニケーションを十

分とっており、意思決定を円滑に進めている。

【資料 5-3-①-1】 令和 3 年度理事会・評議員会の構成

【資料 5-3-①-2】 聖泉大学幹部会議規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人の業務及び財産の状況を監査する機関として、寄附行為第 5 条の規定により監事（2 名）を置いている。同第 7 条により、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。【資料 5-3-②-1】

本法人の監事 2 名は、評議員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者であり、その独立性が確保されている。また、豊富な経験を持った者が選任されており、年間を通して本法人の理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務の執行状況及び財務経理の状況・課題について、理事会に意見を述べている。【資料 5-3-②-2】

評議員会は、寄附行為第 18 条の規定により評議員会（定数 17 人）を置いている。同第 20 条に規定される諮問事項（予算、基本財産の処分、事業計画、寄附行為の変更等）については、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。また、評議員会は、同第 21 条に規定する意見具申等（法人の業務・財産の状況、役員の業務執行の状況等）を行っている。さらに評議員の選考は、同第 22 条の規定により適切に実施しており、定数に欠員はない。【資料 5-3-②-1】

監事は、理事会及び評議員会に出席し、法人及び教学部門より情報を得て意見を述べている。また、公認会計士による監査において、事前チェックが行われ、法人と大学との相互チェック機能は保たれていると判断している。

【資料 5-3-②-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 5-3-②-2】 令和 3(2021)年度理事会・評議員会の構成

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の小規模大学の特色を生かし、法人と大学のコミュニケーションをより円滑にし、迅速な意思決定ができるよう、組織を見直し、質の向上に今後とも努力していく。教職員が学園全体のガバナンスを一層強化できるよう、SD 活動を活発に行い、質の高い教育研究組織体制を構築していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしていない。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和元(2019)年5月に策定した「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画」は、本学が不
断の大学改革を通じて、地域から親しまれ地域に貢献できる大学として持続的に発展して
いくよう、経営改善計画（平成27(2015)年度～令和元(2019)年度）を継承し、5年後の経
営基盤の安定を見据えて定めたものであり、現在、この中期計画に基づき各種の取組を進
めているところである。

【資料 5-4-①-1】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画

【資料 5-4-①-2】 令和3(2021)年度事業計画書

【資料 5-4-①-3】 令和3(2021)年度事業活動収支予算書

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和2(2020)年度までの過去5年間の事業活動収支は【資料 5-4-②-1】のとおりである。
令和4(2022)年度の予算より、現在の危機的状況から立て直すため、大幅な経費の見直し
を行っている。財源（収入）の中心となる学生納付金を増やすため、学生の確保が最も重
要となっている。

人間学部にあっては、慢性的な定員割れによる赤字体質から脱却し、安定した財務基盤
を早期に確立することが喫緊の課題となっていたことから、令和元(2019)年10月、「聖泉
大学経営改革委員会」が設置され、令和2(2020)年6月、人間学部の在り方について「看
護学部の名称変更も視野に1学部2学科に再編する」よう答申が行われた。ワーキンググ
ループを立ち上げ学部再編に取り組んでおり、一日も早い定員未充足からの脱却が急務と
なっている。

【資料 5-4-②-1】 事業活動収支表

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

現在、経営状態は非常に厳しい状態であり、収支バランスが保たれているとはいえない。
安定した財務状況を確保し続けるためには、収入増加及び経費削減を図る努力がより一層
重要となる。あわせて学生の確保のためにも、魅力ある大学づくりを最重要課題として、
学部再編を含め、中期目標・中期計画に定めた取組を着実に取り組む。

また、学生納付金以外の民間等の学術助成金、科学研究費補助金、私学助成金などの
獲得に向けて積極的に申請していくとともに、教員に対する研究支援の組織的な取り組み
を強化する。

支出においては、常に総額人件費の抑制を念頭におき、経費節減に向けた取組を引き続
き実施し、健全な財務基盤の確立を目指す。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、「学校法人会計基準」、「学校法人聖泉学園経理規程」、「学校法人聖泉学園経理規程施行細則」、「学校法人聖泉学園旅費規程」等に準拠して適正に行われている。【資料 5-5-①-1】～【資料 5-5-①-3】

回議書（事前伺）により、決裁を受け、契約及び発注を行っている。金銭の支出及び収入を伴う書類や伝票は、所定の決裁手順をとおして、総務課において厳重なチェック体制を行っている。

本学は、予算単位（予算要望部署）ごとの予算書による執行を徹底しており、【資料 5-5-①-4】 予算未計上の案件については、原則認めないこととしている。やむを得ない計画が生じた場合又はその他変更を必要とする場合は、予算措置を講じ、必要に応じて法人事務局長の承認を得るシステムになっている。

また、予算と著しく乖離がある科目については、補正予算を編成することになっているが、ここ数年補正予算は編成していない。

学校法人会計基準等に基づき、適正に会計処理が行われている。

【資料 5-5-①-1】 学校法人聖泉学園経理規程

【資料 5-5-①-2】 学校法人聖泉学園経理規程施行細則

【資料 5-5-①-3】 学校法人聖泉学園旅費規程

【資料 5-5-①-4】 予算編成・執行上の内規事項（全体）

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人では、公認会計士による財務監査は、契約監査法人によって、学校法人会計基準に準拠して、毎年二ヶ月に一度の頻度で定期的の実施され、経理内容は常に精査されている。決算時は本監査までに数回にわたり事前のチェックが行われ、年度（4 月～翌 3 月まで）の元帳と帳票書類及び計算書類等の照合を行うほか、本学園の管理運営に関する監査を行っている。【資料 5-5-②-1】

また、本法人の監事 2 名による監査は、年間を通して本法人の理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務の執行状況及び財務経理の状況・課題について、理事長等に積極的に意見が述べられている。決算時には、法人事務局によって特定日が設けられ、公認会計士と監事が連携して合同監査を実施している。

これら監査法人の監査報告書及び監事の監査報告書は理事会に提出され、決算案を審議する際には、必ず監事によって今後の課題を含めた報告がなされている。【資料 5-5-②-2】

平成 28(2016)年 9 月に、「学校法人聖泉学園内部監査規程」を整備し、理事長直属の監査委員会を設置し、学園の健全な運営を確保している。【資料 5-5-②-3】

公認会計士及び監事による会計監査は厳正に実施されており、監査体制は十分に整備されている。

【資料 5-5-②-1】 監査契約書

【資料 5-5-②-2】 監査報告書(平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度)

【資料 5-5-②-3】 学校法人聖泉学園内部監査規程

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準、本学園の経理規程等を準拠し、引き続き適正な会計処理を行う。会計監査については、公認会計士及び監事との連携を密にして、厳正な会計監査体制に取り組んでいく。また、内部監査規程に基づく監査委員会の設置により、さらに内部統制の充実に努めていく。

〔基準 5 の自己評価〕

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令を遵守し、寄附行為、法人・大学の諸規程に基づき経営の規律と誠実性は維持され適切な管理運営を行っている。

理事会の機能と大学の意思決定組織、学長のリーダーシップ等については、理事会において学則や諸規定を制定し、学長が大学を統督して管理運営に当たるなど、法人と大学の連携は適切に行われている。

事務組織については、教育研究活動を支援するため、各部署において、業務が効率的に行えるよう必要な事務職員を配置し、事務職員の資質向上のための研修に積極的に参加させている。

近年の学部における学生納付金による収入は減少傾向にあり、収支バランスに影響が出ており、近隣の競争環境の厳しい状況を見据え、安定した財務基盤の確保に向けて、学生を安定的に確保できるよう全学挙げて取り組みを強化している。

会計処理については、諸規程に則り適切に実施している。監事による業務監査及び会計監査並びに内部監査について諸規程に則り厳正に実施している。

以上のことから、基準 5 は満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証の方針は「聖泉大学は、建学の精神、教育理念に基づき、教育・研究の充実と学生の成長に資するために、自らの責任において大学の質を自律的に保障する体制を整え、教育・研究が適切であることを説明し、恒常的・継続的に質の向上を図る。」である。【資料 6-1-①-1】これを実現するために、「聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程」を定め、これに基づき学長の下に自己点検・認証評価委員会を設置し、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を実施する体制をとっている。【資料 6-1-①-2】

自己点検・認証評価委員会は、学長を委員長として、副学長、学部長、研究科長、学長が指名する者、法人事務局長、事務部長、その他学長が必要と認めた者によって構成され、内部質保証の体制や、自己点検・評価、中期目標・中期計画及び事業計画に関する業務を行っている。

また、自己点検・認証評価委員会は、自己点検・評価を実施するため、総括委員会を置いている。総括委員会は、自己点検・認証評価委員会の業務の企画・立案及び連絡調整を行うとともに、自己点検評価書を取りまとめ、それを基に日本高等教育評価機構の基準に沿って評価を行う。自己点検・評価の回答を行い、大学全体の内部質保証に関する統括責任者である学長に改善事項を付し、大学全体の内部質保証に関する責任を負う中核組織である自己点検・認証評価委員会から学部、研究科、全学委員会、全学施設に改善を指示することとしている。【資料 6-1-①-3】

【資料 6-1-①-1】 聖泉大学内部質保証の方針

【資料 6-1-①-2】 聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程

【資料 6-1-①-3】 聖泉大学の内部質保証に関する体制

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記の通り、学内における内部質保証体制は、自己点検・認証評価委員会を中心に構築されている。この体制に基づいて、自己点検・評価等の質保証への取り組みを行っている。さらに外部の意見も取り入れることができる仕組みを今後確立させていくことも検討する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学学則及び大学院学則第2条第1項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。」と定めている。【資料 6-2-①-1】【資料 6-2-①-2】これに基づき、「聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程」を定め、自己点検・評価を円滑に実施するため、「自己点検・認証評価委員会」を設置し、自己点検・評価に関する事項を審議し、日本高等教育評価機構の対象評価項目に沿って、自己点検及び評価を行っている。【資料 6-2-①-3】

自己点検・評価の結果の学内での共有と社会への公表については、本学ホームページ情報公開上において、過去の自己点検評価書と大学機関別認証評価評価報告書、改善報告書を公開している。【資料 6-2-①-4】

【資料 6-2-①-1】 聖泉大学学則

【資料 6-2-①-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 6-2-①-3】 令和3年度第一回自己点検・認証評価委員会議事録

【資料 6-2-①-4】 大学ホームページ（情報公開：大学機関別認証評価）

<https://www.seisen.ac.jp/kiko>

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、学内外の様々な情報の収集、分析及び管理等を通じ、教育研究活動等について支援を行い、もって大学改革に資することを目的として聖泉大学 IR 室を設置している。【資料 6-2-②-1】

IR 室では、教務システムにおける学籍管理・学業成績データや学習管理システムで利用される様々なデータの他、入学試験データ、アセスメントテスト（PROG）、学生調査、卒業生の進路情報、卒業生・就職先へのアンケート調査等の調査結果を一元管理している。

これら収集管理するデータをもとに、IR 室年間計画【資料 6-2-②-2】に基づき、学生調査、アセスメントテスト（PROG）、目標設定、入試区分と学業成績の比較、退学・留年者等の入試、学業成績、卒業生・就職先アンケートについて分析・可視化等を行っている。IR 室年間計画による分析は、毎年の変化を比較するため、継続して実施してきており、調査の設問項目の改善等にも繋げている。

分析結果は、教育研究評議会や学部教授会を通じて関係部署・委員会に共有することにより、学生指導や教育改革、改善対策に利用される。

なお、本学ホームページの「情報公開」のページで公開している「教育上の基礎的な情報」や「修学上の情報等」において、学生調査結果や授業評価結果等についても掲載し内外に公表している。【資料 6-2-②-3】

また、ディプロマ・サプリメントの作成など、学部や委員会等の要請に基づく資料の作成にも協力している。

【資料 6-2-②-1】 聖泉大学 IR 室規程

【資料 6-2-②-2】 IR 年間計画表

【資料 6-2-②-3】 大学ホームページ（情報公開：学生調査・授業アンケート）

<https://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、エビデンスに基づいた自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、それを基に自己点検・認証評価委員会が中心となり学部・学科へのフィードバックを行い、改善・向上を求めている。このような自己点検・評価の活動を、継続的に行われるよう体制を強化する。

IR 室が収集・分析したデータを基に、各委員会等が積極的な問題解決を行えるよう、評価結果や IR データの共有ができる仕組みを強化する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、建学の精神及び教育理念を踏まえ、学部ごとに三つのポリシーが策定されている。そのポリシーに基づき教育課程を体系的に編成するとともに卒業認定・学位授与を行っている。令和 3(2021)年度から日本高等教育評価機構の評価基準に基づく自己点検を自己点検・認証評価委員会のもと、総括委員会で実施・評価している。また、過去の自己点検・評価及び認証評価の結果は、自己点検・認証評価委員会で共有され、学内での検討や改善に活かされている。

三つのポリシーを起点とした評価結果を自己点検・認証評価委員会及び学部、研究科、全学委員会、全学施設で共有し、改善策へと至る PDCA サイクルを機能させている。共有された改善事項は、学部等関連部局において中期計画を踏まえた次年度の年度計画に改善策として取り組むこととしている。さらに年度計画は、四半期ごとの進捗管理を行うことで、内部質保証の PDCA サイクルが機能しているか自己点検・認証評価委員会が確認することとしている。【資料 6-3-①-1】

学部ごとに毎年度各領域や委員会での活動内容等を「聖泉大学 年次報告書」という形でまとめている。またその内容はホームページ上に公開され、広く周知している。【資料 6-3-①-2】

教員個人レベルでの教育の質保証として、授業評価アンケートや教員個人評価を取り入れ、教育活動の見直しを行っている。また、今後ティーチング・ポートフォリオを導入し、教員が自らの教育活動の検証と改善を行う。

【資料 6-3-①-1】 聖泉大学の内部質保証に関する体制

【資料 6-3-①-2】 聖泉大学 年次報告書

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の三つのポリシーに沿った内部質保証のための PDCA サイクルが、実質的な機能を果たす仕組みとして確立され、その機能性が実証できているか、外部評価の活用を視野にいれながら検証する。

自己点検の結果を受け、改善点等を学内で共有・検討を行い、改善に活かすよう取り組んでいく。

【基準 6 の自己評価】

このように本学では、教育の質保証に関する大学全体、各学部、各委員会等の間で相互に連携された体制が整えられ、内部質保証のための全学的な PDCA の仕組みが有効に機能している。

また、内部質保証は三つのポリシーを起点として行われている。中期目標・中期計画をもとに各部局で作成されている年度計画は四半期ごとに進捗管理され、改善を意識した自己点検・評価としている。

以上のことから、基準 6 は満たしていると判断する。

大学が独自に設定した基準による自己評価（例示）

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1-① 地域連携事業推進のための大学間連携と学内体制

A-1-② 地域のニーズに即した社会貢献活動

A-1-③ カリキュラム上の地域貢献活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学間連携による地域連携事業の推進とその学内体制

本学では、建学の精神「人間理解と地域貢献」を礎とし、人間学部と看護学部の小規模大学ながらも、多様な機関と連携し、本学の特色を活かした小回りの利く地域と密着した活動を行っている。

◆学外機関との連携

本学では、近隣大学を中心とした県内の大学と連携し、地域連携事業を推進している。

1. びわ湖東北部地域連携協議会（産官学・地域連携プラットフォーム）

本学は、大学所在地の彦根市、近隣の自治体、大学等と連携し、産官学地域連携プラットフォームを結成した。びわ湖東北部地域を魅力と活気のある地域社会の創出を目指し、「産業振興に向けた産官学連携事業」、「地域コミュニティの活性化事業」、「地域を担う次世代人材の育成」の3つの柱を設け、事業を推進している。その中でも本学は、地域コミュニティの活性化事業のリーダー校となり、事業全体を推進している。

地域の課題も多岐にわたり多様な課題に対応するために、産官学連携プラットフォームを活用し、本学が位置するびわ湖東北部での活動を推進している。【資料 A-1-①-1】～【資料 A-1-①-5】

2. 環びわ湖大学・地域コンソーシアム

滋賀県内にある大学・短期大学が加盟しているコンソーシアム。大学地域連携課題解決支援事業部会では、加盟自治体の課題に対して、自治体と大学が連携し、課題解決のために取り組んでいる。本学では、彦根市と「十人十色プロジェクト（性の多様性を知ってもらおう）」について、学生と教員が取り組んでいる。【資料 A-1-①-6】【資料 A-1-①-7】

◆学内体制

学内の地域貢献活動の中心組織として、地域連携交流センターやプラットフォーム事業推進委員会を設置し、地域連携事業の推進、学内連携、情報共有をしている。教員・職員が委員となり組織されている。また、学生の自主的な地域活動を推進するために、学生の地域連携交流委員会を設置している。

1. 地域連携交流センター

人間学部・看護学部の教員および職員からなる組織で、地域連携及び産学官連携の

窓口となり、建学の精神を体現する地域連携活動を推進している。また、地域連携交流センター委員会と学生の地域連携交流委員を設け、学生・教職員が一体となり地域で活動を進めている。【資料 A-1-①-8】

2. 学生の地域連携交流委員会

教員と共に地域連携活動の企画・運営を行っている。特に、自治体等と連携した防災・健康・環境の活動を推進している。ランチミーティングや ZOOM ミーティングを通じて事業を推進している。【資料 A-1-①-9】

3. プラットフォーム推進委員会

学長が委員長となり、びわ湖東北部地域連携協議会（産官学・地域連携プラットフォーム）の事業企画・運営・情報共有等を推進している。びわ湖東北部地域連携協議会では、本学が「地域コミュニティの活性化事業」のリーダー校として活動を推進している。コロナ禍においても、プラットフォーム推進委員会が中心となって活動の企画・運営を行い、事業中止はせず対面開催からオンライン開催や感染対策を講じた開催など、可能な限り継続して実施することができた。【資料 A-1-①-10】

【資料 A-1-①-1】 びわ湖東北部地域連携協議会組織規程

【資料 A-1-①-2】 びわ湖東北部地域連携協議会リーフレット

【資料 A-1-①-3】 びわ湖東北部地域連携協議会中期計画（2019-2024 年度）

【資料 A-1-①-4】 びわ湖東北部地域連携協議会事業計画

【資料 A-1-①-5】 びわ湖東北部地域連携協議会成果報告書

【資料 A-1-①-6】 十人十色プロジェクト中間報告（2021 年度）

【資料 A-1-①-7】 環びわ湖大学・地域コンソーシアムリーフレット

【資料 A-1-①-8】 地域連携交流センター規程

【資料 A-1-①-9】 学生の地域連携交流委員会内規

【資料 A-1-①-10】 プラットフォーム推進委員会規程

A-1-② 地域のニーズに即した社会貢献活動

1. 災害に強いまちづくりの推進

平成 29(2017)年度から、彦根市と連携し、学生の防災サポーターチームを結成し、防災の活動を推進している。また、令和元(2019)年度からは、彦根市消防団機能別分団（大学生団員）・特別公務員として、彦根市と共に、市の防災訓練・火災予防啓発活動・救急フェアへの学生・教職員の参加等、地域の防災活動を推進している。また、「びわ湖東北部地域連携協議会」へ展開し、防災士養成講座の開催、防災講座（オンデマンド）の実施、防災かまどベンチの製作、防災研修会の開催等、防災を通じた連携活動を推進している。

「防災士養成講座」は、令和 2(2020)年度から防災士の資格取得を推進し、本学を会場として行っている。本学の彦根市消防団機能別分団の学生や地域連携交流センターの教職員が取得している。また、びわ湖東北部地域の方が受講しやすいよう、推薦枠を設けている。【資料 A-1-②-1】

学内外に防災についての情報発信、研修会等も行っている。「防災研修会」を彦根市や防災士会と連携して開催し、防災士養成講座受講者や地域住民に向け、いざという時に役立つ防災グッズの紹介や、防災グッズ製作講習等を実施した。学生においては滋賀県危機管理センター見学やHUG講習会の受講などを呼びかけ、学生・教職員の防災に関する知識や技能の向上に努めている。【資料 A-1-②-2】

「防災かまどベンチ」は、彦根工業高等学校と連携して制作し、大学内の体育館横に設置した。防災研修会で使い方の研修を行うなど、学内外での防災への意識づけに繋げている。

また人間学部・看護学部では、令和 4(2022)年度のカリキュラム改正において、「防災論」「災害実習」を構築した。学生全員が災害に関する知識の修得や、災害時における適切な行動について学ぶ学内での実習等、地域の災害時に活躍できるような資質・能力の育成を目指す科目としている。

2. 地域の健康推進

健康づくりリーダー養成講座（初級・中級・上級）、自主的な健康づくりの勉強会（いずみ健やか塾）や「いずみ体操」の開発支援、健康ウォーキング、ピンクリボン活動を実施している。その他、滋賀県主催の健康しが・マルシェへの出展など、多様な健康推進活動を実施している。【資料 A-1-②-3】～【資料 A-1-②-8】

人生 100 年時代健康いきいきプロジェクト（中高年の健康増進分野）として、生活習慣の改善と共に、社会交流によって、好奇心を持つ、学ぶ、探求する等「生活を楽しむ」要素も入れ、コロナ禍の生活にも刺激と潤いを与える「ぶらり地元ウォーキング」として彦根市・長浜市・米原市で実施している。

コロナ禍においては、大阪ガスと連携した「コロナ禍の健康シリーズ（全 6 回）」を FM ひこねのラジオ放送を通じて市民に発信をするなどの地域の健康推進活動に貢献している。また、教員は自治体や各団体が策定する委員会の委員に専門分野の学識経験者として委嘱され、社会に貢献している。【資料 A-1-②-9】

3. 地域の生涯学習推進

地域の 5 大学は異なる学問分野のため、地域住民向けの公開講座（市民教養講座）として、協働で年間 10 講座を開講している。地域の背景・課題を明確化し、その多様なニーズに応えるよう、それぞれの専門分野を生かしたテーマの講座の企画・実施・評価を実施している。本学では、人間学部・看護学部の教員が、それぞれの視点から地域課題に対する動画を作成して。令和 3(2021)年度は人間学部から「コロナ禍の時下、心理学は何かができるのか」、看護学部から「コロナ禍で大切なこころの健康」の二つのテーマの動画を配信している。【資料 A-1-②-10】

また別科助産専攻では「子育て講座（オレンジリボン運動・パパママ教室）」を担当している。特にこの講座は、別科助産専攻に在籍する学生が、出産・子育ての不安を軽減し、体罰問題を考える動画を作成し、楽しい子育てに向けての講座と子どもの虐待予防の啓発活動を行っている。また、パパママクラス動画（①お産に向けての動画、②沐浴動画）を作成し、市役所、市町の保健センター、近隣の病産院に向けて広報を行っている。

る。【資料 A-1-②-11】【資料 A-1-②-12】

4. 県内の看護の質向上の取り組み

看護学部では、地域貢献の取り組みとして、びわ湖東北部地域連携協議会へ展開し、ナイチンゲール看護研究会、がん看護研修会（年間3回）、子どものプレパレーション検討会を行っている。【資料 A-1-②-13】【資料 A-1-②-14】

これらの取り組みは、地域の医療、教育の発展のため、看護の質の向上を目指した勉強会の場として、また医療・福祉・教育現場の相互交流の場としての役割を担うことを目的として活動している。事業内容は、例会や講演会の開催のほか、地域の医療・看護教育関係者との共同研究等も行っている。

5. 学生の地域連携活動推進

学生の地域連携交流委員は、自治体・地域住民・各種団体・地域連携交流センター教職員と共に、防災・健康・環境を中心とした多様な地域活動を実施している。FM ひこねの本学の番組「スマイル@聖泉」を通じて学生の地域連携活動や大学の様々な活動紹介を行っている。【資料 A-1-②-15】

本学では、COC+事業から、地域の課題に対して学生と教員が共に活動するプロジェクトを推進してきた。令和元(2019)年度からは、びわ湖東北部地域連携協議会に展開し、活動報告を「キャンパス SDGs びわ湖大会」で行うなど、大学間連携の地域連携として、継続して進めている。令和3(2021)年度のプロジェクトは、「がん患者に対する支援～学生も簡単に制作できるタオル帽子～」、「ジェンダー平等ユースリーダープロジェクト」、「彦根市民の健康課題に対する予防的支援のための教材開発」として、SDGs を活用し地域活性化や地域の課題解決を推進している。【資料 A-1-②-16】～【資料 A-1-②-19】

6. 地域の相談室としてのカウンセリングセンター

情報化の進展や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により、精神的に不安を抱える人が増加傾向にあり、心の支援に対するニーズが高まっている。そのニーズに応じて、学内だけでなく地域に開かれた相談室としてカウンセリングセンターを一般開放している。相談内容の範囲は年々広がってきており、家族関係や子どもの不登校、自分自身の心の不調についてなどカウンセリングが継続的に行われている。また、県内の公私立学校や、医療機関等、関係各機関とも連携を図り、相談と支援がスムーズに行われている。【資料 A-1-②-20】【資料 A-1-②-21】

また、県内機関、企業の人権・セクハラ研修会等の講師やスーパーバイザーを担い、職場での人権・セクハラ問題の予防や啓発活動を行う。また、それら機関、企業で問題発生時には被害者、加害者に対し迅速な相談支援を行い、的確な対応をすることで連携を図っている。

【資料 A-1-②-1】 防災士養成講座案内（2020 年度、2021 年度）

【資料 A-1-②-2】 防災講座（オンデマンド）チラシ（2020 年度）

【資料 A-1-②-3】 健康づくりリーダー養成講座チラシ（2019 年度）

- 【資料 A-1-②-4】 いずみ健やか塾活動報告書（2020 年度）
- 【資料 A-1-②-5】 いずみ体操 DVD（2021 年度）
- 【資料 A-1-②-6】 ひこふぁみアワープラスコロナ禍の健康シリーズ案内（2020 年度）
- 【資料 A-1-①-7】 3 市ウォーキングチラシ
- 【資料 A-1-①-8】 てくてく散歩チラシ
- 【資料 A-1-①-9】 地域役員担当一覧
- 【資料 A-1-①-10】 市民教養講座チラシ（2020 年度、2021 年度）
- 【資料 A-1-①-11】 子育て講座チラシ（2020 年度、2021 年度）
- 【資料 A-1-①-12】 パパママ講座（2019 年度、2021 年度）
- 【資料 A-1-①-13】 ナイチンゲール看護学研究会
- 【資料 A-1-①-14】 聖泉大学看護学部看護フォーラム
- 【資料 A-1-①-15】 スマイル@聖泉放送スケジュール（2021 年度）
- 【資料 A-1-①-16】 学生の地域連携活動紹介 PPT（2020 年度、2021 年度）
- 【資料 A-1-①-17】 学生プロジェクト WEB 報告（NOTE）（2021 年度）
- 【資料 A-1-①-18】 学生の地域連携プロジェクト一覧表
- 【資料 A-1-①-19】 キャンパス SDGs びわ湖大会チラシ
- 【資料 A-1-①-20】 カウンセリングセンター委員会規程
- 【資料 A-1-①-21】 カウンセリングセンター利用状況

A-1-③ カリキュラム上の地域貢献活動

人間学部では専門必修科目として「プロジェクト演習」を配当し、全ての学生が「地域で学び、地域に貢献すること」を柱とした教育を受けている。「プロジェクト演習」では、各自の興味関心に合わせて、様々な地域活動やボランティアに参画したり、自ら企画したりすることを課している。具体的には、地域の学童保育や子育て支援センターなどの活動に参画している。【資料 A-1-③-1】

また、米原市政策形成入門として、学生と市職員がチームを組み、市内の高校生へインタビュー調査を実施し、政策提言を行った。さらに遠隔によるジェンダー平等プロジェクトでは、SDGs の目標 5（ジェンダー平等）の実現に向けて、自治体へ提言を行っている。

【資料 A-1-③-2】

看護学部の地域看護学ゼミナールでは、彦根市民の課題である減塩に着目し、彦根市民自らが食生活を見直し、改善への取り組みを推進できる一助となるよう、学生が中心となり彦根市の保健師や教員とともに教材の開発を行っている。

別科助産専攻においては、びわ湖東北部地域連携協議会における生涯学習講座（専門コース）として、平成 30(2018)年度より子育て応援講座「パパママクラス」、平成 31(2019)年度より「学生によるオレンジリボン運動」を毎年実施している。びわ湖東北部地区 5 大学（本学を含む）が連携し、動画の作成や広報における支援・協力を受けて実施している。コロナ禍においては、地域の子育て支援が利用できず、孤立した育児が指摘されている。出産・子育ての不安を軽減し、たのしい子育てに向けて、子どもの虐待予防の啓発動画やパパママクラス動画（①お産に向けての動画、②沐浴動画）を作成し、市役所、市町の保

健センター、近隣の病産院に向けて広報活動を行っている。特に、沐浴動画は、地域や病院からの評価が高く、現在、大津市のパパママクラスや病院での指導動画として活用されている。【資料 A-1-③-3】

【資料 A-1-③-1】 人間学部シラバス「プロジェクト演習」

【資料 A-1-③-2】 ジェンダー平等プロジェクト

【資料 A-1-③-3】 別科助産専攻シラバス「地域母子保健演習」

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学が位置するびわ湖東北部地域には中小規模の大学・短期大学しかなく、大学間の連携を強化することが重要である。「びわ湖東北部地域連携協議会」と「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」に所属し、年々大きくなる地域からの期待に応えるべく、地域の事業や役割を担っている。近隣大学や短期大学、自治体・各種団体等と連携し、地域住民に貢献できる持続可能な体制を強化し、地域と共に人口減少社会に合った地域貢献を模索していく。

新型コロナウイルス感染症により、今まで通りの活動が出来ない中、ミーティングや講座をオンライン開催する等の工夫をし、多様な課題に対応することができた。地域社会への貢献は継続が重要であり、今後もコロナ禍のように行事の開催等が困難な状況においても、可能な限り知恵を絞って、地域貢献活動に取り組んでいく。

また、学生の地域連携活動や活動報告会は、地域の課題を解決するだけでなく、学生の学びや経験に繋がっている。今後も SDGs を活用し、地域の課題に対して主体的に取り組めるよう、学生の活動を支援していく。

【基準 A の自己評価】 地域連携と社会貢献

本学は「人間理解と地域貢献」を建学の精神とし、建学時から地域連携を推進し地域と共に成長してきた大学である。COC+事業の取り組みから、びわ湖東北部地域連携協議会の取り組みを通して、コロナ禍においても止まることなく地域連携・社会貢献活動が継続できたと考えている。

びわ湖東北部地域連携協議会（産官学・地域連携プラットフォーム）を活用した市民教養講座の開催、いずみ体操を地域の方と共に考案して広めることも協働で行っている。また、カリキュラム上にも地域と連携した学修活動を取り入れている。

このように、本学の特色を活かした多様な連携と活発な地域活動を行っており、基準 A を満たしていると判断する。

今後も本学が地域の活性化や生涯学習支援になくてはならない存在として貢献していく。